

第1章 国際的な知的財産制度の動向

新興国市場の成長による輸出先の拡大、生産拠点・研究開発拠点の海外進出など企業活動のグローバル化が進むことで、国外における知的財産権取得の意識が高まっている。各企業等は、各々の知的財産について、これまで以上に多数の国・地域に出願するようになり、各国・地域の知的財産制度を踏まえつつ、それぞれの国・地域において権利を取得し、活用するという状況が生じている。

こうした状況の中、各国・地域の知財庁等は、知的財産分野における種々の課題を考慮し、知的財産制度をより魅力的なものにするべく、様々な取組を行っている。

本章では、まず、企業活動のグローバル化に伴う世界全体の出願動向の変化について紹介し、次に、各国・地域それぞれにおける知的財産制度の動向について紹介する。

1. 出願動向の変化とグローバル化

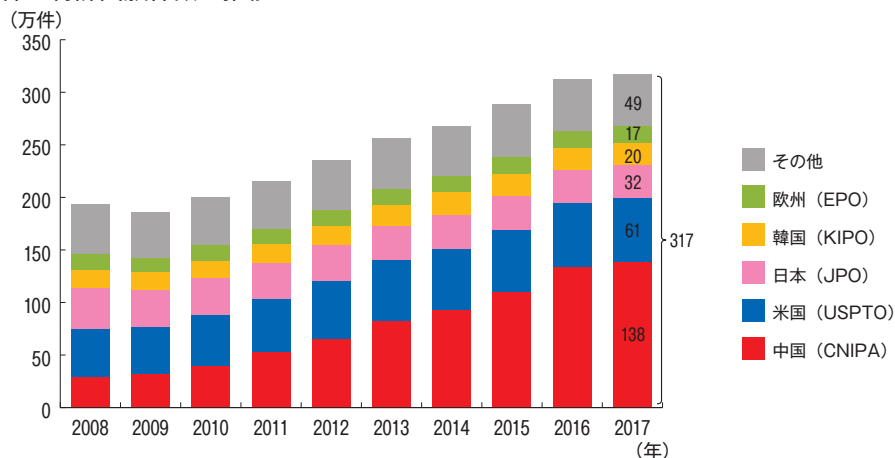
世界の特許出願件数は2008年から2017年までの10年間で1.6倍となっている〔3-1-1図〕。その主要因は、中国の特許出願件数の著しい増加であり、2008年から2017年までの10年間で約5倍となっている。2017年における中国の出願件数は世界の出願件数の約4割を占めている。また、アジア圏の日中韓3か国の特許庁への2017年の特許出願件数は約190万件であり、世界の特許出願件数約317万件的半数以上を占めるまでとなった。

意匠および商標分野においては、中国が単独で世界の出願件数の6割以上という圧倒的な割合を占めている〔3-1-2図、3-1-3図〕。

出願活動のグローバル化は、特許、意匠、商標それぞれの分野において異なる動きをみせている。

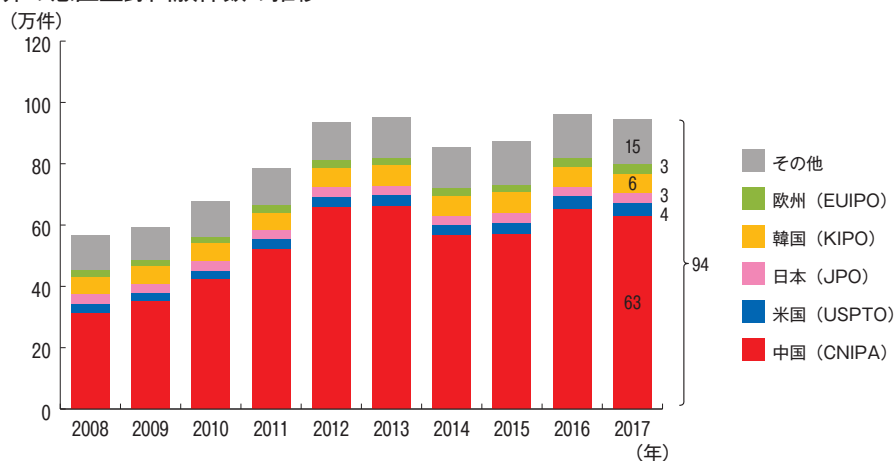
2017年における五庁が受理した海外からの出願比率を見ると、日本・中国・韓国の特許庁では10%～22%程度である一方、米国・欧州特許庁では約50%となっている〔3-1-4図〕。五庁以外のアジア、オセアニア、南北アメリカ等のほとんどの特許庁において、海外からの出願の方が国内出願よりも多い〔3-1-5図〕。このことから、世界全体としては、特許出願がグローバルに行われていると言える。

3-1-1図 世界の特許出願件数の推移



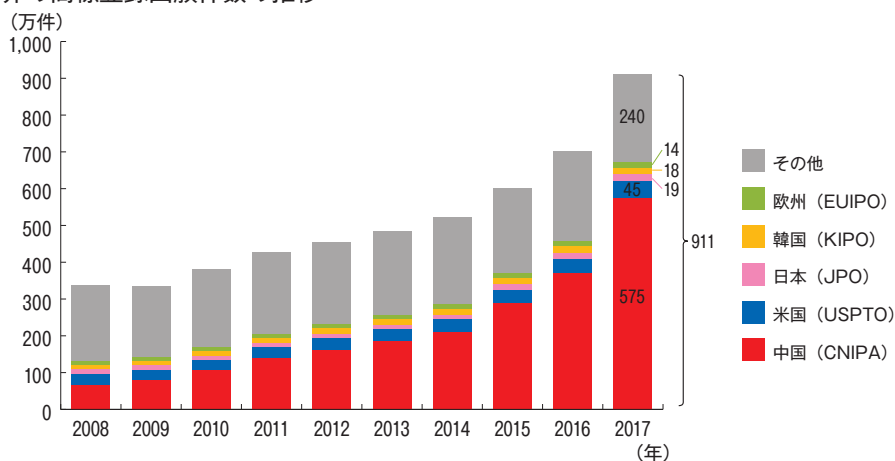
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

3-1-2図 世界の意匠登録出願件数の推移



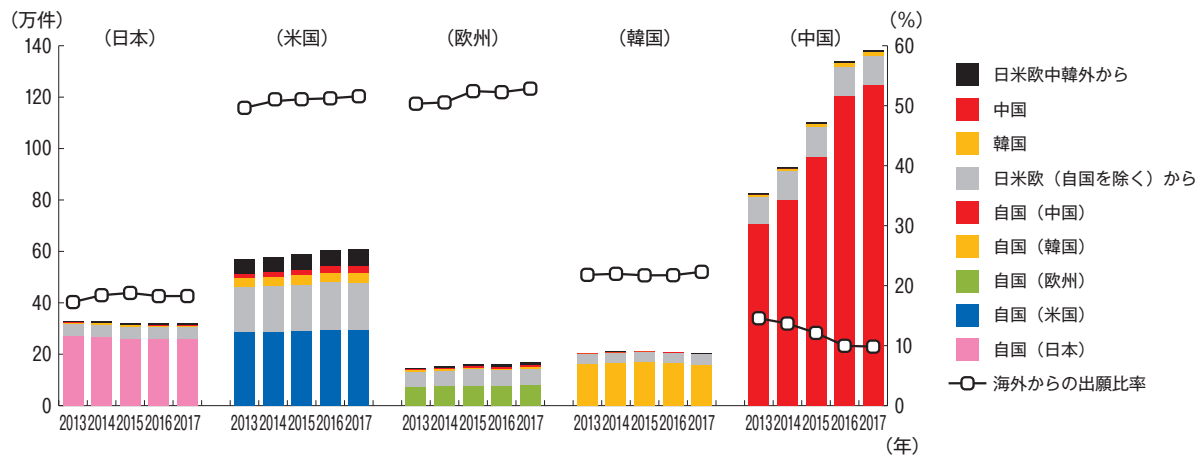
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

3-1-3図 世界の商標登録出願件数の推移



(資料) WIPO Intellectual Property Statistics、中国商標戦略年度発展報告 (2017) (2015年～2017年 CNIPA 件数) を基に特許庁作成

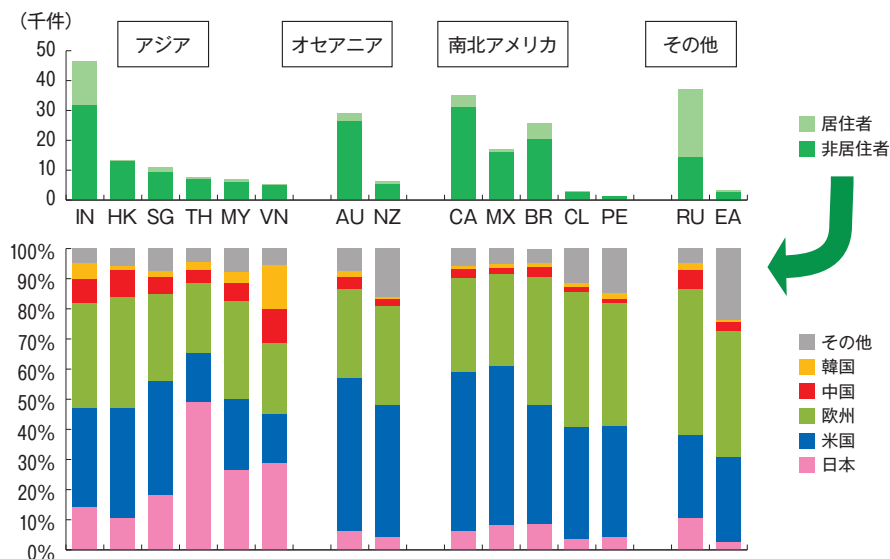
3-1-4図 五庁への特許出願の状況



(備考) 欧州からの出願は、各年末時点の EPC 加盟国の居住者による出願。
 各国特許庁における国別内訳は下記資料に定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics に基づき特許庁作成

3-1-5図 五庁以外の主な特許庁への出願状況（2017 年）

特許出願件数（上） 及び 外国出願人による特許出願の内訳（下）



(備考)
 ・各略称は次のとおり。
 IN (インド)、HK (香港)、SG (シンガポール)、TH (タイ)、MY (マレーシア)、VN (ベトナム)、AU (オーストラリア)、NZ (ニュージーランド)、CA (カナダ)、MX (メキシコ)、BR (ブラジル)、CL (チリ)、PE (ペルー)、RU (ロシア)、EA (ユーラシア特許庁)
 ・欧州からの出願は、EPC 加盟国の居住者による出願。
 ・ユーラシア特許庁の居住者による出願は、EAPC (ユーラシア特許条約) 加盟国の居住者による出願。
 ・各国特許庁における国別内訳は下記資料に定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics に基づき特許庁作成

2. 米国における動向

米国のトランプ政権は、中国が、知的財産・イノベーション・技術に関する法律・政策等を通じて、中国の企業に米国の技術や知的財産を移転することを促進・要求しており、米国の経済利益に悪影響を与えていると主張し、中国製品に対する関税引き上げを実施してきた。今後もトランプ政権による中国に対する措置が注目されている。

また、米国特許商標庁（USPTO）では2018年2月に就任したイアンク長官が、特許適格性の判断基準の明確化や特許審判部（PTAB: Patent Trial and Appeal Board）における運用の改善など、米国特許制度の改善に積極的に取り組んできた。

本節では、我が国との関係に加え、米国における知的財産政策の動向及びUSPTOの各種取組について紹介する。

（1）我が国との関係

特許の分野では、日本国特許庁（JPO）とUSPTOは、特許審査ハイウェイ、国際審査官協議等を通して緊密な協力関係を築いてきた。また、JPOとUSPTOは、(i) 米国が受理したPCT国際出願について、出願人の選択により国際調査・国際予備審査を我が国が実施する取組、(ii) 日米協働調査試行プログラム¹を実施している。さらに、日米欧三極長官会合、日米欧中韓五庁長官会合といった多国間の枠組みにおいても、制度調和を始めとする種々の分野において連携を取っている。

意匠の分野では、JPOとUSPTOは、共に実体審査国として、日米欧中韓の意匠五庁（ID5）会合や意匠分類専門家会合等を通じて、両庁の審査実務や意匠分類等に関する理解を深め、緊密な協力関係を築いている。より詳細については、第3部第2章1.（6）を参照されたい。

商標の分野では、2001年から推進してきた日米欧の三極協力を発展させ、2011年から日米欧中韓の商標五庁（TM5）の枠組みによる協力を実施している。

（2）近年の知的財産政策の動向

①中国の不正貿易に対する行政措置の発表

2018年3月、トランプ大統領は、中国の不正貿易に対処するための行政措置を発表した²。米国通商代表（USTR）は2017年8月から、中国の技術移転、知的財産、イノベーションに関する法律・政策・慣行について通商法301条に基づく調査を実施していたところであるが、その調査結果を踏まえ発表されたものである。

USTRはプレスリリース³において、中国の知的財産窃盗問題等に関する通商法301条に基づく調査の結果、以下のような結論を出したとしている⁴。

中国は、米国企業から中国企業への技術移転を進めるために、(i) 株式制限を含む所有制限（foreign ownership restrictions）策を講じており、(ii) 米国企業の投資活動や事業活動に対し、技術ライセンスに関する制限を含む実質的な制限を課し、(iii) 米国企業に対する組織的投資・買収を指示・促進し、中国企業に最先端技術と知的財産を取得させ、(iv) 米国企業のコンピューターネットワークへの不正侵入を通じた窃盗を実施・援助しており、これらによって、米国の投資価値と技術価値、米国企業のグローバル競争力が損なわれている。

1 <https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/nichibei.html>

2 <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/presidential-memorandum-actionsunited-states-related-section-301-investigation/>

3 <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/presidential-memorandum-actionsunited-states-related-section-301-investigation/>

4 <https://ustr.gov/sites/default/files/Section%20301%20FINAL.PDF>



本調査結果を踏まえ、トランプ大統領は、(I) USTR に対し、2018 年 3 月 22 日の発表から 15 日以内に、製品リスト案と関税引き上げ案を発表するよう指示し、(II) USTR に対し、中国の差別的な技術ライセンス慣行に対処するために、WTO における紛争解決手続を求めるよう指示し、(III) 財務長官に対し、米国にとって重要な産業・技術に対する中国による投資に関する問題に対処するよう指示した。(I) に関し、USTR は、4 月 3 日に、製品リスト案と関税引き上げ案を公表し、パブリックコメントを募集した後、7 月 6 日から 340 億ドル相当の中国製品 818 品目への関税引き上げを開始した。

②スペシャル301条¹報告書

USTR は、2018 年 4 月に「2018 年スペシャル 301 条報告書」(以下レポート)を公表した²。

レポートは 1974 年米国通商法 182 条に基づき、知的財産権保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するもので、警戒レベルには高い順に「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の 3 段階があり、「優先国」に特定されると調査及び相手国との協議が開始され、協議不調の場合には対抗措置(制裁)への手続が進められる。

USTR は、12 か国を「優先監視国」として特

定し、これらの国における知的財産権問題は、来年中に二国間協議の対象とするとした。また、24 か国を「監視国」として特定した[3-1-6 図]。

(3) USPTO の取組

①特許適格性の判断基準の明確化

USPTO は、2019 年 1 月、米国特許法第 101 条(特許適格性)の判断に関する審査ガイダンス 2019 年改訂版を公表した³。

同ガイダンスにより、(i) 裁判所によって特許適格性が認められない法的例外とされた「抽象的アイデア」のカテゴリーについて、これまでの裁判例に基づいて、同カテゴリーを「数学的概念」、「人間の活動を体系化する方法」、「精神的プロセス」の 3 つに類型化し、その明確化が図られ、(ii) クレーム発明が、特許適格性が認められない法的例外に向けられているか否かについての具体的な審査手法が公表された。

また、2019 年 3 月、米国上院司法委員会知的財産小委員会のティリス委員長は、USPTO に関する公聴会「Oversight of the United States Patent and Trademark Office」にて、イアンク長官が特許法第 101 条改正法案の草案を夏までに公表する予定であると述べた。

今後も引き続き、特許適格性の問題への USPTO の取組に注目が集まっている。

3-1-6図 スペシャル 301 条レポート指定国 (2018 年)

優先国	優先監視国	監視国	306 条監視国
—	中国、インドネシア、インド、アルジェリア、クウェート、ロシア、ウクライナ、アルゼンチン、カナダ、チリ、コロンビア、ベネズエラ (12 か国)	タイ、ベトナム、バキスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、エジプト、レバノン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、ギリシャ、ルーマニア、スイス、トルコ、メキシコ、コスタリカ、ドミニカ共和国、グアテマラ、バルバドス、ジャマイカ、ボリビア、ブラジル、エクアドル、ペルー (24 か国)	中国

1 1974 年通商法 301 条(貿易相手国の不公正な慣行に対して当該国との協議や制裁について定めた条項)の知的財産権についての特別版であるところから、スペシャル 301 条と呼ばれる。

2 <https://ustr.gov/sites/default/files/files/Press/Reports/2018%20Special%20301.pdf>

3 <https://s3.amazonaws.com/public-inspection.federalregister.gov/2018-28282.pdf>



②PTABを巡る動向

2011年に成立した米国発明法(AIA)によって、USPTOが付与する特許の品質向上を目的として、特許付与後のレビューが導入されるとともに、レビューを所掌する組織としてPTABが設立された。

PTABが受理する請願には、当事者系レビュー(IPR: Inter Partes Review)、特許付与後レビュー(PGR: Post Grant Review)、ビジネス方法レビュー(CBMR: Covered Business Method Review)がある。

イアンク長官は、これらレビュー制度について、目を向けるべき改善ポイントとして、クレーム解釈の基準に関する問題、クレームの訂正手続の問題などが挙げられるとの見解を示しており¹、これらの問題に精力的に取り組んできた。

USPTOは、2018年11月、レビュー手続におけるクレーム解釈の基準を、これまでのBRI基準(明細書に照らして最も広い合理的解釈)から、連邦地方裁判所や国際貿易委員会(ITC)がクレーム解釈を行う際に用いているPhillips基準²(「当業者が理解するクレームの通常のかつ慣用的な意味、及び審査経過」に基づいてクレームを解釈する基準)に変更することを公表した。

また、USPTOは、2018年10月、レビュー制度における特許クレーム訂正手続の改訂案を公表し³、意見募集を行った結果を踏まえて改訂案に修正を加えた上で、2018年3月に、クレーム訂正手続に関する試行プログラムを開始した⁴。これまで、特許レビューにおける現行の特許クレーム訂正手続では、特許権者がクレームの訂正を申立てられる機会は原則として一度だけであり、追加の特許クレーム訂正申立てが認められるのは、正当な理由がある場合(there is a good causeshowing)等に限られていた。一方、試行プログラムでは、特許権者がクレームの訂正申立てを行った後に、PTABによる予備的見解(preliminary guidance)を踏まえてクレームの再訂正を申立てることもできる。

1 <https://www.judiciary.senate.gov/imo/media/doc/lancu%20Responses%20to%20QFRs.pdf>

2 Phillips v. AWH Corp 事件 CAFC 大法廷判決で示された基準
(Phillips v. AWH Corp., 415 F.3d 1303 (Fed. Cir. 2005) (en banc))

3 <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2018-10-29/pdf/2018-23187.pdf>

4 <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-03-15/pdf/2019-04897.pdf>



米国に再び吹き始めたプロパテントの風

日本貿易振興機構 ニューヨーク事務所

● 行き過ぎたプロパテント政策の是正

米国は、1980年代以降、特許権を、国際競争力強化のための鍵ととらえるプロパテント政策を推進することによって、世界一のイノベーション大国としての地位を確固たるものとしてきた。しかし、いわゆるパテントトロール問題（またはPAE問題）の顕在化を背景とした2000年代半ば以降のプロパテント政策是正の動きが行き過ぎたことにより、ここ数年は、多くの有識者が、「米国の特許制度は弱体化しており、その結果、米国のイノベーションシステムに悪影響が生じている」といった警鐘を鳴らす状態となっている。例えば、全米商工会議所が発行する「International IP Index」では、2016年以前は世界1位であった米国の特許システムが、2017年は10位、2018年には12位と評価されている。順位を落とした主な原因として、米国特許商標庁（USPTO）や裁判所における特許適格性要件の判断の予見性が低いことや、America Invents Act（AIA）レビュー制度によって特許権が容易に無効にされることなどが挙げられている。

● トランプ政権の知的財産政策

特許権を弱める方向に振れ過ぎた振り子の針をプロパテント側に戻して、失われた米国の国際競争力とイノベーション創造能力を回復させるべきとの声が大きくなるなかで、トランプ政権が打ち出したのは、知的財産を重視する政策であった。同政権は、2017年8月に公表した大統領覚書で、中国による米国の知的財産窃盗を徹底的に追及する意向を示した。また、2018年4月26日の世界知的所有権の日には、知的財産に関する大統領宣言を公表して、その中で「知的財産権は米国の経済競争力のために不可欠なものである」と宣言し、海外に対して知的財産権の確実な保護を要求すると同時に、米国内の特許制度を強化するための措置を講じるこ

とを明らかにした。

トランプ政権において、特に中心となって知的財産重視政策を推進しているのが、2018年2月8日にUSPTO長官に任命されたアンドレイ・イアंक氏である。Iancu長官は、米国のイノベーションの原動力である特許制度の信頼とバランスを取り戻すことを目指し、就任以降の短期間に、AIAレビュー手続の予見性向上に向けた数々の改訂（クレーム解釈基準の変更（2018年11月）、クレーム訂正手続の改訂（2019年3月）など）や、特許適格性要件の判断の予見性向上のための新たな審査ガイダンスの公表（2019年1月）など、USPTOに数々の変革をもたらした。

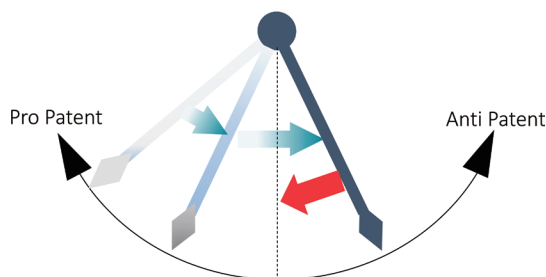
イアंक長官による数々の改革は、米国知的財産関係者から高く評価されており、先述の全米商工会議所の「International IP Index」2019年版における特許システムランキングでは、米国は、日本、ドイツなどと並んで2位と大きく順位を上げている。

● 吹き始めたプロパテントの風

国際競争力を高めるために、知的財産権、特に特許権を重視するトランプ政権の下、米国では再びプロパテント（プロイノベーション）の風が吹き始めたと考えられる。

さらに、連邦議会も、政権の動きに呼応して、特許適格性の問題を解決するための法案を検討する動きを見せていることから、今後は、連邦議会の動きにも注目が必要となるであろう。

米国知的財産政策はどこへ向かう？



3. 欧州における動向

欧州では近年、欧州特許制度改革の動きが活発であり、単一効特許制度と統一特許訴訟制度の導入に向けて前進している一方、英国の欧州連合（EU）離脱問題（いわゆる Brexit）との関係で、本制度の施行について不透明性が生じている。

本節では、我が国との関係に加え、欧州における近年の知的財産政策の動向、及び EU、欧州特許庁（EPO）、欧州連合知的財産庁（EUIPO）、各国知的財産庁の各種取組について紹介する。

（1）我が国との関係

我が国と欧州は、EU、EPO、EUIPO、各国知的財産庁を通じて様々な関わりを持っている。

特許の分野においては、日本国特許庁（JPO）と EPO の間で、日米欧三極協力、日米欧中韓五庁協力を通じて交流を図っている。意匠分野においては、日米欧中韓の意匠五庁（ID5）会合を通じて、EUIPO と協力をを行っている。商標の分野においては、日 EU 商標専門家会合や日米欧中韓の商標五庁（TM5）会合を通じて EUIPO と協力をを行っている。その他、JPO と欧州各国の知的財産庁の間においても、政策、人材交流等を通じて積極的に関わりを持っている。

2013 年から交渉が開始された日・EU 経済連携協定（EPA）は、2019 年 2 月に発効した。当該 EPA 発効を通じて我が国と欧州の関係がより深まることが期待されている。

（2）近年の知的財産政策の動向

① 欧州特許制度改革の動き

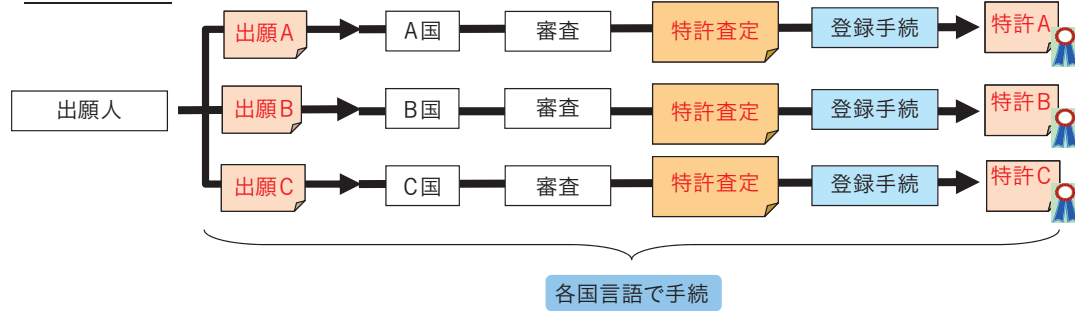
現在、欧州の複数の国において特許を取得する場合には、各国の知的財産庁に対してそれぞれ直接出願を行うほかに、欧州特許条約（EPC）に基づく出願を行うことが可能であり、EPO において出願及び審査を一元的に行うことができる。しかし、EPC に基づく出願を行う際は、英語、ドイツ語、フランス語を手続言語とするものの、各国で特許権を有効なものとするためには、EPO において特許査定がなされた後に、原則として、特許請求の範囲と明細書を各国の言語に翻訳する必要がある [3-1-7 図]。また、各国の権利は独立しているため、特許権を行使する際には、各国で訴訟を提

起する必要がある。これら出願人に課される翻訳費用や訴訟費用の負担を軽減すべく、欧州委員会のイニシアチブの下、2012 年 12 月、欧州議会及び EU 理事会は統一的な効力を有する欧州単一効特許（以下、「単一特許」）を創設するため規則を採択、また、2013 年 2 月には、特許権成立後の侵害や有効性についての訴訟手続を一元的なものとする統一特許裁判所（UPC）を創設する協定が EU 各国の署名により成立した。

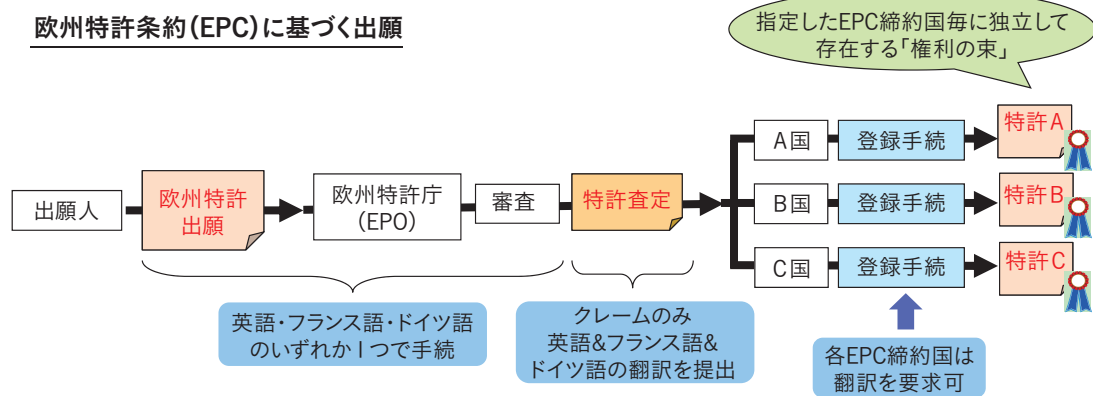
単一特許の制度においては、既存の欧州特許と同様に、EPO で出願から審査までの手続を経た後、2019 年 3 月末時点で参加を表明していないスペイン、クロアチアを除き最大で 26 の EU 加盟国の間で単一的な効力が与えられる [3-1-8 図]。また、新たに創設される UPC は、批准した協定締約国において、単一特許のみならず、欧州特許についても専属管轄を有することとされている。単一特許規則については、UPC 協定と同時に適用が開始されることになっており、そして、UPC 協定の発効には、英独仏を含む 13 か国以上による批准が必要と規定されている。2019 年 3 月時点では、オーストリア、フランス、スウェーデン、ベルギー、デンマーク、マルタ、ルクセンブルク、ポルトガル、フィンランド、ブルガリア、オランダ、イタリア、エストニア、リトアニア、ラトビア、英国（正式批准の完了順に記載）の 16 か国が批准済みである。一方、2017 年に生じたドイツの UPC 協定批准に係る違憲訴訟の影響により、ドイツの同協定への批准が現時点では不透明な状況であり、UPC 協定がいつ施行されるのか、タイムラインを予測することは困難な状況である。

3-1-7図 現行の出願ルート

各国毎に出願

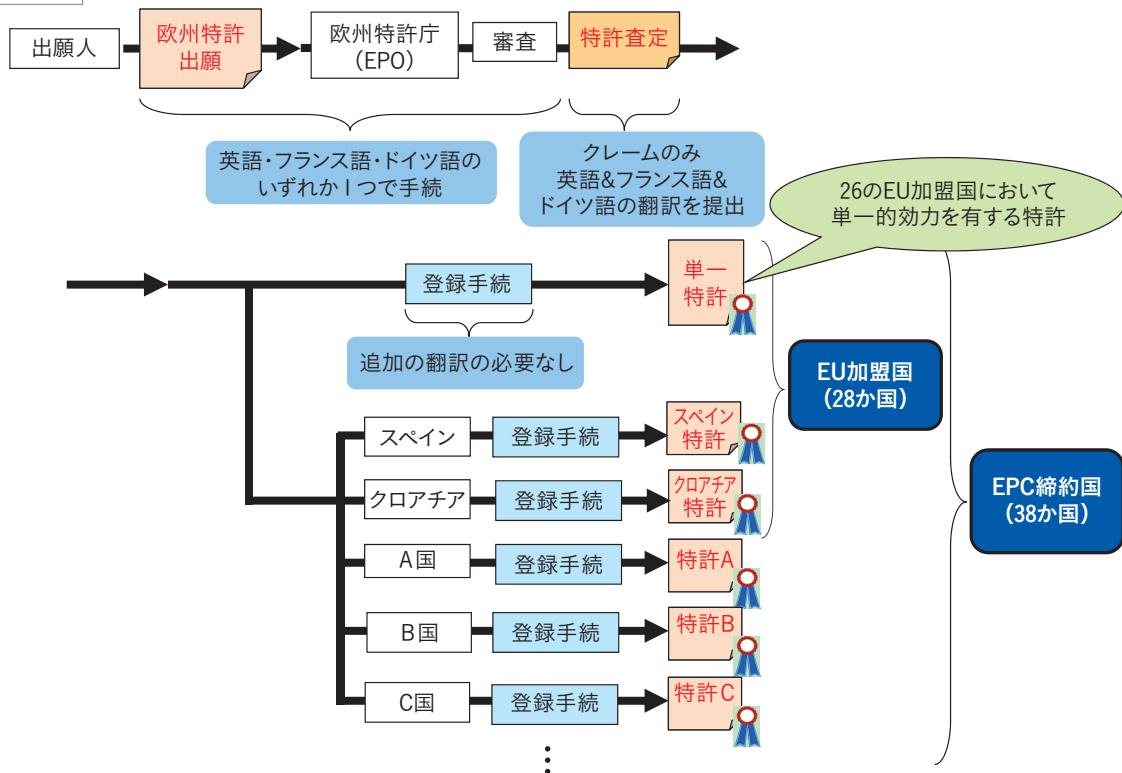


欧州特許条約(EPC)に基づく出願



(資料) 特許庁作成

3-1-8図 単一特許の出願ルート



(資料) 特許庁作成

(3) EPOの取組

①概要

欧州の特許制度については、EPO が中核として大きな役割を担っている。EPO は EPC に基づき設立された機関であり、EPC の現在の締約国数は 38 か国になる。EPO において審査され、特許査定された場合、指定した締約国において特許として効力が発生する。

また、EPC の締約国 (38 か国)・拡張協定国 (2 か国) 以外でも、欧州特許の認証制度を導入する例があり、すでにモロッコ、モルドバ、チュニジア、カンボジアにおける欧州特許の認証に関する合意が発効している。そして、EPO は、15 の特許庁との間で特許審査ハイウェイ (PPH) を実施している。その他、EPO は、審査の質、効率性、出願人の利便性の向上に向け、以下のような取組を強化している。

②審査迅速化の取組について

EPO は、審査迅速化により係属中に出願の法的安定性を向上させる「Early Certainty」というスキームを実施しており、全ての欧州出願について、出願日から6月以内に調査報告及び見解書を発行すること (2018 年: 4.4 月)、2020 年までに審査請求から特許査定までの期間を12月以内 (2018 年: 22.3 月) とすること、異議申し立ての審理結果が得られるまでの期間を15月以内 (2018 年: 18.6 月) とすることを挙げている。

③戦略計画 2023

EPO は、2019 年 1 月、戦略計画 2023 (2019 年から 2023 年の EPO の活動計画) に関するパブリック・コンサルテーションを行い、(i) 特許制度の進化及び将来の課題、(ii) 高品質なサービスの提供、(iii) 社会的責任及び透明性の3つのトピックに関する意見を求めた。パブリック・コンサルテーションの結果を受けて作成される提案は、2019 年 6 月に採択に向けて欧州特許機構管理理事会に提出される予定。

④特許審査タイミングの自由度を向上させる施策の検討

EPO は、特許審査着手時期を延期することで審査タイミングの自由度を向上させる施策の導入に関するユーザー・コンサルテーションの結果概要を公表した。本調査の結果は、600 件超の回答があり、特許審査タイミングの更なる自由度の必要性に関する質問への回答について、賛成と反対がほぼ半々の結果 (賛成 52%、反対 46%、無回答 2%) となった。

(4) EUIPOの取組

①概要

EUIPO は、欧州連合商標や共同体意匠の権利付与の役割を持っているとともに、「知的財産権の侵害に関する欧州監視部門 (European Observatory on Infringements of Intellectual Property Rights)」が委任されており、知的財産権の権利行使においても重要な役割を担っている。

JPO と EUIPO とは、1998 年に商標分野において協力覚書を交わしていたが、EUIPO の組織改編を契機に、意匠分野を交えた新たな協力覚書を 2018 年 8 月に交わした。

②戦略計画2020

EUIPO は、2016 年 6 月 1 日、2020 年までの同庁の活動指針を定める「戦略計画 2020 (Strategic Plan 2020)」を公表した。

戦略計画 2020 は、「ビジョン」を頂点に掲げ、それから生じる「戦略的目的 (Strategic Goals)」及びさらにそれらを細分化した「行動方針 (Lines of Action)」といった階層構成である。「行動方針」においては、職員的能力開発や実務環境の最適化、EUIPO における財政管理の強化、IT セキュリティの強化、IP ツールやデータベースの開発・改善、EU 各庁間のネットワークの強化、規則改正に対する各加盟国へのサポート、知財分野における証拠ベースの調査研究の実施、欧州企業に対する知財権の保護に係る支援等、多岐に渡って言及されている。

(5) 欧州各国の取組

①英国

ビジネス・イノベーション・職業技能省の下に、英国知的財産庁 (UKIPO) が設置されている。同省が、特許、意匠、商標、及び著作権を所管しており、イノベーション促進の観点から知的財産権に関する責任を担っている。

2016 年 6 月の国民投票において EU 離脱を是とする投票が過半数を占めたことを受けて、UKIPO は、知財法制に関する見解を公表している。

意匠及び商標に関しては、EU 離脱後であっても英国産業界は共同体意匠及び欧州連合商標の登録を行うことは可能であることが示された。また、既存の登録済みの共同体意匠及び欧州連合商標は、EU 離脱後であっても英国法に基づき英国内で権利が与えられ、継続的に保護されることが示された。なお、英国は、意匠及び商標に関して、ハーグ協定制度、マドリッド制度のメンバーである。

特許に関して、英国の EU 離脱は、EPO に特許保護を求める上で影響を与えるものではなく、また英国を含む現存する欧州特許についても影響を受けることはない旨示された。また、英国の EU 離脱は、EPC における現行の欧州特許制度に影響を与えないこと、英国は、EU を離脱した後であっても欧州単一特許制度及び UPC 制度に留まることを模索する意思があるとした。

②ドイツ

ドイツの知的財産制度については、連邦司法省の下にドイツ特許商標庁 (DPMA) が設けられ、そこがドイツ国内の特許、実用新案、意匠及び商標の審査・登録や、従業者発明の報償の調停等の中核を担っている。ドイツは、製造業が盛んであり、特許出願や特許訴訟も他の欧州の国に比べて多い。DPMA は、特許審査期間の短縮等を目的として、2019 年以降、200 名程度の職員の増員を予定している。

Column 19

EPO と日本ユーザー（欧州 IPG）との意見交換

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

日本貿易振興機構デュッセルドルフ事務所では、欧州における知的財産に関心のある日系企業等が相互に協力、連携の促進を図り、また、一体となって知的財産問題の改善、解決に向けた情報の共有、活動を行い、欧州における適切な事業環境の実現に資することを目的として、「欧州 IPG」を組織している。欧州 IPG は、2016 年の設立以来、欧州内の様々な知財庁、裁判所、税関等と意見交換を行っており、2019 年 3 月 7 日には、欧州特許庁（EPO）との年次会合を実施した。今次会合は 2018 年 7 月のカンピーノス新長官就任、2019 年 1 月の 3 人の副長官の交代以降初めての開催となるものであり、日本側からはこれまでで最多の約 30 名が参加して、カンピーノス新長官、エルンスト新副長官ほか EPO 各部署の担当者と、審査の品質、審査基準、国際協力等に関する最近の施策、日本ユーザーからの要望等について率直かつ有意義な意見交換を行った。

特に、EPO では、特許審査着手時期を延期することで特許審査のタイミングの自由度を向上させる施策の導入の必要性及び実現可能性についてユーザーの意見を収集すべく、2018 年 11 月から 2019 年 1 月にかけてユーザー・コンサルテーションを実施したところ、今次会合にて、その結果概要がいち早く報告された。本施策には、日本ユーザーからも、権利者としての立場から商業的価値がある程度明確になるまで権利化を待つことができるメリットと第三者としての立

場から権利化の動向の監視負担が増すデメリットの両論がある中で高い関心が寄せられていたところ、EPO の今後の同施策への対応の動向が注目される。

また、EPO では、2023 年までの今後 5 年間の戦略計画（Strategic Plan 2023）を策定すべく、2019 年 1 月 23 日から同年 3 月 15 日までパブリック・コンサルテーションを実施していたところ、今次会合はこの意見募集期間中にあたったことから、日本ユーザーに対しても積極的な意見の提出が促され、EPO のこのようなオープンな姿勢に対して欧州 IPG 側から感謝の意が表された。EPO の戦略計画は、2019 年 6 月の欧州特許機構管理理事会に提出され、採択される予定となっており、EPO が、新体制のもと、どこに重点を置き、どのような政策を打ち出していくのかを示すものとして注目される。

欧州 IPG では、英国の EU 離脱（Brexit）、欧州単一特許・統一特許裁判所制度の導入等、目まぐるしい情勢の変化の中で、欧州の知財関連当局から生の声を聞き、またインプットを行うことのできるこのような機会を引き続き積極的に設けていきたいと考えている。

欧州 IPG の詳細、参加方法については、以下のリンクを参照されたい。

https://www.jetro.go.jp/world/europe/ip#r_ipg



4. 中国における動向

中国は、世界で最も多く専利（我が国における「特許・実用新案・意匠」に相当）及び商標の出願を受理する国である。特に、2008年に国務院が「国家知的財産権戦略綱要」を公表し、知的財産を国家戦略として位置付けて以来、産業財産権の取得奨励をはじめとする知的財産権に対する認識が浸透してきたこと、製造大国からイノベーション型国家への転換を推進し、多国籍企業と現地企業の合併によるR&Dの現地化が進展していること等を背景として、国内出願人による権利取得の動きが活発化している。このような状況下では、輸出入共に中国を主要貿易相手国とする我が国にとっても、中国における知的財産権保護の重要性は高まる一方である。

本節では、我が国との関係に加え、中国における近年の知的財産政策の動向、及び専利・商標を所管する中国国家知識産権局（CNIPA）の各取組について紹介する。

（1）我が国との関係

①我が国とCNIPAの取組

日本国特許庁（JPO）とCNIPAとは、1994年に第1回日中特許庁長官会合を開催して以降、特許、意匠、商標、審判、機械化、制度・運用に関する各種専門家会合や、人材育成機関間の会合等を開催し、二国間の課題について意見交換を行っている。また、特許審査についての国際審査官協議も行っている。

JPOとCNIPAは、2018年11月に開催した第25回日中特許庁長官会合において、特許、意匠及び商標分野の審査、機械化、審判、人材育成など、多方面にわたる今後の両庁の協力について議論を行った。特に今次会合では、CNIPAが新たに商標も担当するようになったことを受けての商標分野での協力の推進、及び、PPH試行プログラムの期間延長などに合意した。

上記商標分野での協力の合意を受け、2019年3月、第1回日中商標専門家会合を開催し、イメージサーチを活用した審査の効率化、品質管理の比較検証、非伝統的商標における審査実務に関する意見交換を実施した。

②冒認商標出願への対応

2008年6月に公表した「中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への総合的支援策」に基づき、商標検索・法的対応措置に関するマニュアルを作成し、幅広く情報提供を实

施しているとともに、北京・台北に「冒認商標問題特別相談窓口」を設置して、我が国の自治体等関係者の相談に対応している¹。

また、中国における日本の地名・地域ブランドの商標出願・登録状況の調査・公表を年1回行ってきたが、2019年度からは、四半期毎の調査・公表へと変更し、正当な権利者への早期対抗措置を促進している²。

（2）近年の知財政策の動向

中国では、2008年の国務院による「国家知的財産権戦略綱要」の公表以来、第1段階の5年間の目標を達成したとして、さらに国家知的財産戦略を深化させるために、2015年1月の「国家知的財産戦略を深化させて実施する行動計画（2014－2020年）」が公布され、1万人当りの発明専利保有数、専利出願の実質審査平均期間等について、2014－2020年の主要予測指標が定められた。また、国家知的財産戦略の実施を徹底し、知的財産権重点分野の改革を深化し、より厳格な知的財産権保護を実施し、新技術や新産業、新業態の発展を促進し、産業の国際化レベルを向上させ、大衆創業・万衆創新を保障、奨励する方針のもと、2015年12月に国務院から「新たな情勢における知的財産強国建設の加速に関する若干意見」が公布された。さらに、知財保護環境の改善、知財運用収益の顕在化、知財総合能力の向上を発展目標として、2016年12月に中国国務院から「十三五期間における国家知的財産権保

1 https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/bonin/shohyo_syutugantaisaku.html
2 https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/tm_misappropriation.html



護と運用計画」が公布された。これらの国家政策に基づき、中国では、政府機関や地方政府等、様々なレベルで各種の知財政策が策定されている。

2018年4月、ボアオ・アジアフォーラムにて、習近平国家主席は、「知的財産権保護を強化する。我々は今年、国家知識産権局を改編し、法執行を強化する整備を行い、法律違反のコストを大幅に高め、法律の抑止力が十分に発揮されるようにする。我々は中国における外資企業の合法的な知的財産権を保護する。」と、知的財産権の保護について言及した。

2018年10月に全人代において「専利等知的財産権事件の訴訟手続きに係る若干問題に関する決定」が可決され、2019年1月から、特許・ソフトウェア・技術秘密などの特に高い専門知識が必要な分野について最高人民法院の知的財産権法廷に二審（最終審）が集約されることとなった。このような司法制度改革とともに、2018年12月に国家発展改革委員会など38部門の連名で通知された「知的財産権（専利）分野における深刻な信用失墜主体に対する共同懲戒の実施に関する覚書」、2019年2月にCNIPAから意見募集のあった「商標出願行為の規範化に関する若干規定」等、知財保護の強化に資する取組が行われている。

また、2019年3月に国务院令第709条（国务院が一部の行政法規を改正することに関する決定）により、「技術輸出入管理条例」及び「中外合弁企業法实施条例」の技術移転に関連する一部規定が削除され（コラム20参照）、さらに、2019年3月に成立した「外商投資法」にて内外差別や強制的技術移転の禁止等の趣旨の改正を行うなど、知財制度整備を推進している。

(3) CNIPAの取組

CNIPAは、特許、実用新案、意匠、商標、地理的表示に関する業務を所管する、国家市場監督管理総局（SAMR）配下の機構である。

①CNIPAの政策動向

a. 専利法改正に向けた動き

中国では、専利法という一つの法律によって、発明、考案、意匠が、それぞれ「発明専利」、「実用新型専利」、「外観設計専利」として保護され

ている。同法は、1985年施行、1993年に第一次改正法施行、2001年に第二次改正法施行、2009年に第三次改正法施行、と約8年おきに改正がなされてきた。第四次改正については、専利保護の強化、専利活用の促進、専利水準の向上等の観点からの検討を経て、2015年4月にCNIPAによる専利法改正案（意見募集稿）、同年12月に国务院法制弁公室による専利法改正案（送審稿）の公開意見募集が行われた。

2018年12月には全国人民代表大会（全人代）にて審議され、2019年1月には全人代による専利法改正案の公開意見募集が行われた。改正案には、懲罰的損害賠償（五倍賠償）制度の導入、法定賠償額の上限引上げ、証拠収集手続の強化等が含まれる。

b. 審査体制の強化

CNIPAは、審査官の採用数拡大を柱とする審査体制の強化を進めており、2010年に発表された全国専利事業発展戦略（2011－2020年）において、2015年までに審査官数を9,000名とする目標が掲げられた。この方針の下、CNIPAの下部組織である専利審査協作センターを北京、江蘇、広東、河南、湖北、天津、四川、福建に設立した。2016年末におけるCNIPA及び各センターの審査官数は、1万人超となっている。

c. 特許審査ハイウェイ（PPH）の拡大

CNIPAは、2011年11月の日中PPH試行プログラムの開始を皮切りにPPHの対象国を徐々に拡大している。日中PPH試行プログラムは、最近では、2018年11月1日からさらに5年間試行期間が延長された。

(4) 商標分野の取組

①商標分野の政策動向

a. 制度改正

第三次商標法改正については、改正商標法が2013年8月に全人代常務委員会で可決され、2014年5月1日に施行された。改正商標法は、出願人の利便性向上や公平競争の市場秩序の維持、商標権の保護強化等を目指したものである。

2018年4月にCNIPAから第四次商標法改正について、広く意見募集を行うという趣旨で改正草案なしの意見募集がなされた。さらに、2019年4月には、罰則強化を主目的とした部分的な改正案が国务院を通過した。

b. 審査体制の強化

CNIPAは、増大する商標出願に対応すべく、商標審査の体制強化を進めている。この方針の下、2014年5月に、CNIPAの委託を受けて商標審査業務を行う商標審査協作センターが設立された。商標審査協作センターは、現在、北京、広州、上海、重慶、済南及び鄭州に設立されている。また、2017年11月、CNIPAは、審査期間を2018年末までに6か月に短縮する目標を発表し、2018年11月にはこの目標を達成した。

技術輸出入管理条例等の改正

日本貿易振興機構 北京事務所

2019年3月18日、国務院は「国務院が一部の行政法規を改正することに関する決定（国務院令第709条）」を公布した。この改正により、「技術輸出入管理条例」及び「中外合弁経営企業法实施条例」の技術移転に関連する一部条項が改正された。

具体的には、「技術輸出入管理条例」については次の条項が削除された。

- 中国のライセンシーが他人の権利を侵害した場合、外国ライセンサーが責任を負うこと（第24条第3項）
- 移転後の改良技術は、改良した側に帰属すること（第27条）
- 技術輸入契約の制限的条項を禁止すること（第29条）

また、「中外合弁経営企業法实施条例」についても、次の条項が削除された。

- 技術移転協議書の期間は一般的に10年を超えないこと（第43条第2項第3号）

- 技術移転協議書の期間満了後も、技術譲受側は当該技術を引き続き使用する権利を有すること（第43条第2項第4号）

この背景には、2018年3月に米国通商代表部から公表された1974年通商法第301条の調査報告書において、技術輸出入管理条例などの技術ライセンス規則が中国企業に比べ米国企業が差別的に扱われているとして問題視されていた点が挙げられる。

ただ、今回の改正において、外国企業の懸念が解消されたとまでは言えない可能性がある。すなわち、これら改正において削除された条項に関連する内容が契約法や対外貿易法、また過去の司法解釈などに規定されており、依然として制約を受ける場合もあるためである。

中国企業との技術ライセンス契約に当たっては、引き続き中国関係法令及び運用に留意が必要である。

5. 韓国における動向

韓国では、2011年の知識財産¹基本法の施行を受けて、国家知識財産委員会が設立され、知識財産強国及び豊かな未来の実現のため、知識財産の創出・保護・活用の好循環を政策目標に掲げて、様々な取組を積極的に推進している。2018年度は、国際裁判部の運用開始、故意侵害に対する懲罰的損害賠償を規定した特許法等一部改正の公布など、韓国の知的財産制度は多くの変化があった1年であった。

本節では、我が国との関係に加え、韓国における近年の知的財産政策の動向及び韓国特許庁（KIPO）の各種取組について紹介する。

（1）我が国との関係

日本国特許庁（JPO）とKIPOとは、1983年に第1回日韓特許庁長官会合を開催して以降、特許、意匠、商標、審判、機械化に関する各種専門家会合や、人材育成機関間の会合等を開催し、二国間の課題について意見交換を行っている。また、特許・商標審査についての国際審査官協議も行っている。

（2）近年の知的財産政策の動向

韓国政府は、2016年末に策定された第2次知識財産基本計画（2017-2021）に基づき「第4次産業革命を先導するIP国家競争力確保」を目指した取組を行うとしている。また、2018年5月には、「2018年度国家知識財産施行計画」を公表し、2018年に韓国政府が推進する6大重点施策（下記参照）が示された。

・知識財産基本法と国家知識財産基本計画

2011年7月の「知識財産基本法」の施行に伴い、政策の立案・推進のために「国家知識財産委員会」が設置された。国家知識財産委員会は、2011年から5年ごとに政府の知的財産分野の最上位計画である「国家知識財産基本計画」を策定し、2018年は知的財産関連の政策は2016年末に策定された「第2次知識財産基本計画（2017-2021）」に基づき実行されている。

また、国家知識財産委員会により毎年策定される「国家知識財産施行計画」には、その年の韓国政府の知財政策方針が示されており、2018年は6大重点政策として、(i) IPを基盤にした良質な雇用創出への寄与、(ii) 第4次産業革命への対応および新産業の創出に向けた強力なIPの確保、(iii) 起業と中小・ベンチャー企業の成長に必要なIP競争力の強化および公正な秩序の確立、(iv) デジタル環境に対応した著作権エコシステムの基盤構築、(v) グローバルなIP対応力の強化、(vi) IP尊重文化の拡散および基盤構築、が掲げられている。

（3）KIPOの取組

KIPOは、特許、実用新案、意匠、商標、半導体集積回路、及び営業秘密を所管する、産業通商資源部の外局である。

① 2019年に新たに変わる知的財産制度・支援施策

2019年1月、KIPOは、社会的弱者への支援と国民の利便性向上、中小・ベンチャー企業のイノベーション成長支援、技術奪取の根絶に伴う公正な経済の実現を骨子とする2019年新たに変わる知的財産制度・支援施策を発表した。詳細は脚注²を参照。

¹ 韓国では、2011年7月の「知識財産基本法施行令」の制定に合わせ、文学・芸術・デザイン・発明・特許等、全ての知的活動により創出される無形財産に関する法律用語を「知識財産」に統一している。ここでは、固有名詞及び韓国政府による発表を引用した箇所について、「知識財産」の語を使用している。

² <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2019/190102.html>



②KIPOの2019年度の業務計画

2019年1月、KIPOは、2019年の主要政策の推進戦略と実行計画を提示した「2019年業務計画」を発表した。この2019年業務計画では、「知的財産市場を活性化させ、イノベーション成長を主導する」というビジョンのもと、(i)強い知的財産の創出に伴う産業イノベーションの主導、(ii)知的財産が適正な価格で活用される市場づくり、(iii)海外知的財産の先取りに伴うグローバル市場の開拓、(iv)未来に備えた知的財産基盤づくりの4つの分野で12の課題を重点的に推進することが示されている。詳細は脚注¹を参照。

(4) 制度改正の動向

①法院組織法一部改正と国際裁判部の設置及び運営に関する規則の新設(2018年6月13日施行)

・法院組織法の改正内容

特許法院が審判権を有する事件、知的財産権に関する訴えの第一審事件を担当する法院は、当事者の同意を得て、当事者が法廷で、(韓国語以外の)外国語により弁論することを許可することができる(第62条の2第1項新設)。

特許法院長、地方法院長は、外国語による弁論の許可があった事件(「国際事件」)を「国際裁判部」という専門部に専ら担当させることができる(第62条の2第2項新設)。

・国際裁判部の設置及び運営に関する規則の概要

裁判所は、知的財産権等に関する事件のうち、(i)当事者が外国人である事件、(ii)主な証拠調査が外国語で行われる必要がある事件、(iii)その他これに準ずる国際関連性のある事件について、当事者の同意を得て、当事者が外国語で弁論することを許可する(第5条)。

許可されている外国語は英語だが、当事者の申請に基づいて、英語以外の外国語を許可することができる(第9条)。

国際裁判部は、特許法院とソウル中央地方裁判所に設置する(国際事件数に応じて大田、大邱、釜山、光州の各地方裁判所にも設置可能)(第3条)。

②不正競争防止および営業秘密保護に関する法律の一部改正(2018年7月18日施行)

・トレードドレスを保護対象として明文化(第2条第1号ロ目、ハ目)

「営業主体混同行為」(第2条第1号同ロ目)および「希釈化防止規定」(同号ハ目)の適用対象である「標識」に、「商品販売・サービス提供方法または看板・外観・室内装飾等の営業提供場所の全体的な外観を含む」と規定して、トレードドレスが保護対象として明文化された。

③商標法一部改正(2018年7月18日施行)

・地理的表示団体表彰登録の出願人適格の緩和(第3条第2項)

地理的表示団体表彰登録の出願人適格が「その地理的表示を使用できる商品を生産・製造・加工する者のみで構成された法人」との文言から「生産・製造・加工する者で」との文言となり、流通・販売をする法人も出願人になり得るように出願人適格が緩和された。

¹ <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2019/190129.html>



④特許法一部改正(2019年7月9日施行予定)

・故意侵害に対する懲罰的損害賠償の導入

特許権の侵害が故意的なものと認められる場合には損害と認定された金額の3倍を越えない範囲で賠償額を定めることができる(第128条第8項新設)。

・具体的行為態様の提示義務の新設

特許権者が主張する侵害行為の具体的行為態様を否認する当事者は、自らの具体的行為態様を提示しなければならない。自らの具体的行為態様を提示することができない正当な理由があると主張する場合には、裁判所は、その主張の当否を判断するために資料の提出を命じることができる。ただし、資料の提出を拒絶する正当な理由があれば、その限りではない(第126条の2新設)。

⑤不正競争防止および営業秘密保護に関する法律の一部改正(2019年7月9日施行予定)

・営業秘密の要件緩和

営業秘密の要件が「合理的な努力によって秘密に維持された」情報から「秘密として管理された」情報に緩和された(第2条第2号)。

・故意侵害に対する懲罰的損害賠償の導入

営業秘密侵害行為が故意的なものと認められる場合には損害と認定された金額の3倍を越えない範囲で賠償額を定めることができる(第14条の2第6項新設)。

Column 21

韓国における懲罰的損害賠償制度の導入について

日本貿易振興機構 ソウル事務所

他人の特許権や営業秘密を故意に侵害した場合に、損害額の最大3倍まで賠償責任を負わせる「懲罰的損害賠償制度」を導入する「特許法」および「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」（以下、「不正競争防止法」）の各改正法案が2018年12月7日、韓国国会の本会議で可決成立し、2019年1月8日に公布された。各改正法は公布6カ月後の2019年7月9日に施行され、法施行後に発生した違反行為から適用される。

韓国では、特許権および営業秘密の侵害行為は、創造的なアイデアと技術力を備えた中小・ベンチャー企業に深刻な弊害をもたらす行為であるとされている。しかしながら、侵害訴訟において認められる損害賠償額が他国と比較して低いため、知的財産について正当な価格を支払うよりも、侵害して利益を上げ、いざ侵害が摘発

されれば賠償額を支払う方が良いとの認識が広がっている。この歪んだ市場秩序を正して知財保護を強化するため、故意による特許権や営業秘密の侵害行為に対して「懲罰的損害賠償制度」が導入されることとなった。

ここで、裁判所が賠償額を判断するにあたっては、侵害者の優越的地位の有無、故意または損害発生の恐れを認識した程度、侵害行為による被害の規模、侵害者が得た経済的利益、侵害行為の期間および回数、侵害行為による罰金、侵害者の財産状態、被害救済努力の程度などが考慮される。

今回の改正により、特許権者や営業秘密保有者の権利が強化されるとともに、中小・ベンチャー企業に対する技術奪取行為の防止に大きく貢献するものと期待されている。



<韓国大法院（ソウル）>

6. 台湾における動向

台湾では、喫緊の課題とされていた一次審査未着手件数の削減を進める一方で、発明専利¹加速審査作業方案（AEP）や、内外ユーザーの要望を反映した専利法及び商標法の大規模改正、我が国や米国、韓国との間で特許審査ハイウェイ（PPH）を実施するなど、知的財産制度の利便性向上にも注力している。

本節では、我が国との関係に加え、台湾における近年の知的財産政策の動向及び台湾智慧財産局（TIPO）の取組について紹介する。

（1）我が国との関係

我が国と台湾は経済的な関係が強く、日本から台湾への特許出願件数についても、2018年には日本から海外への出願では五庁に次ぐ規模となっている。また、台湾における国籍別出願件数を見ると、外国籍では、日本からの出願が最も多い。このような状況下、2012年4月には、（公財）交流協会（現：日本台湾交流協会）と亜東関係協会（現：台湾日本関係協会）との間で、各種民間覚書が署名され、日台間の協力が行われている。最近では、2018年11月30日より特許審査書類（ドシエ情報）の電子的交換の協力がそれぞれ開始されている²。

（2）两岸関係

2010年に発効した「海峡兩岸知的財産権保護協力協議」において専利・商標の優先権の相互承認、知的財産諸問題の協議処理メカニズムの構築、業務交流等を行っている。

2018年12月には、第11回兩岸専利フォーラムが台北で開催され、TIPOの洪局長、国家知識産権局専利局の徐聰副局長をはじめ、兩岸の産学官各界から多数が出席する中、(i) AIの展望と対策、(ii) 新興テクノロジーに対する審査実務や国際訴訟戦略、(iii) スマート時代における特許代理業務などについて意見交換が行われた。

（3）近年の知的財産政策の動向

台湾では、2002年のWTO加盟及び「知的財産権の保護貫徹行動計画」策定、2004年11月の保護智慧財産権警察大隊（2014年1月に

刑事警察大隊に組織変更）の発足、2008年7月の智慧財産法院の設立等、知的財産の保護が着実に強化されている。以下、主要な知的財産政策について紹介する。

①知的財産権の保護貫徹行動計画

台湾行政院は、知的財産権の保護政策の実施を目的として、2002年より「知的財産権の保護貫徹行動計画」を3年ごとに策定している。現在は、2018年に策定された「知的財産権の保護貫徹行動計画（2018-2020）」に基づき、企業の研究開発イノベーション力の向上、国内環境と国際規範に適合した知的財産権法制度の確立、有効な模倣品・海賊版の取り締り、及び営業秘密保護体制の強化、水際措置の実施等を目標に掲げ、具体的な取組を計画、実施している。

②国家知的財産戦略綱領

2012年10月、台湾行政院において「国家知的財産戦略綱領」が策定された。同綱領では、知的財産権の保護と流通を実施するとともに、国家知財能力を整合して産業競争力を向上させる6大戦略として、(i) 高付加価値化された専利の運用創造、(ii) 文化コンテンツ利用の強化、(iii) 卓越した農業価値の創造、(iv) 学界における知的財産流通の活性化、(v) 知的財産権の流通及び保護体制の実施、(vi) 質、量共に十分な知的財産実務人材の育成、を打ち出している。

¹ 我が国における「特許・実用新案・意匠」に相当

² 日本国特許庁としては、日本台湾交流協会に対して我が国国内法令の範囲内でできるかぎりの支持と協力を与えるとの立場から日台 PPH 試行プログラム、日台特許等優先権書類電子的交換及び特許手続上の微生物寄託分野における相互承認を実施。

(4) TIPOの取組

TIPOは、特許、実用新案、意匠、商標、著作権、半導体集積回路及び営業秘密を所管する、經濟部の外局である。

2018年9月、TIPOは台湾関係業界の標準必須特許のライセンス交渉の参考となることを目的として、2018年6月にJPOが作成した「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」の中国語版を公表した。これにより、日本企業と台湾企業が標準必須特許のライセンス交渉をする際の共通の基盤が提供されることが期待されている。

(5) 制度改正の動向

2018年4月には、特許権の存続期間の延長登録にかかる審査基準及び特許権の存続期間の延長登録に関する認定規則の一部改正（2018年4月1日施行）が行われ、最初に取得した許可証における「有効成分」の認定基準が明確化された。また、2018年7月には、意匠の実体審査延期制度が導入された（2018年7月1日開始）。

①特許権の存続期間の延長登録にかかる審査基準及び特許権の存続期間の延長登録に関する認定規則の一部改正（2018年4月1日施行）

専利法第53条には、「専利権を取得した医薬品、農薬品、又はその製造方法に係る発明の実施において、他の法律の規定により許可証の取得が必要であり、かつ、その許可証を特許出願の登録公告後に取得した場合、特許権者は、一回に限り、第一回の許可証をもって特許権の存続期間の延長出願をすることができる。ただし、当該許可証による特許権の存続期間の延長登録出願は一回に限る。」と定められている。

今回の改正では、最初に取得した許可証における「有効成分」の認定基準が、有効成分の薬理学作用を有する部分から、有効成分そのものに変更された。これにより、当該有効成分そのものとは異なる当該有効成分の塩、エステル、または水和物について取得した許可証は、それぞれ最初に取得した許可証として認められることが明確化された。

②意匠の実体審査延期制度の導入（2018年7月1日開始）

出願日（優先日）から1年以内の期間で実体審査の開始日を指定することが可能となる制度であり、当該制度を利用することにより、また、最大6ヶ月の登録公告延期制度を併用することにより、登録公告の公開時期を調整することが可能となる。当該制度を利用するためには、申請に係る意匠出願が、拒絶理由通知や査定が発行されていないこと、及び、実体審査延期制度を適用しようとする出願から分割出願がされていないことの2要件を満たす必要がある。

③専利法一部条文改正（2019年4月16日立法院可決）

・登録査定後の分割の適用範囲及び期限の緩和
分割出願の期限が現行の特許登録査定後30日以内から、特許出願の初審における登録査定書又は再審査における登録査定書の送達後3ヶ月以内に緩和された。当該分割出願期限の緩和は実用新案についても適用される。

・実用新案の訂正請求できる時点の制限、並びに実体審査制度の導入

実体審査を経ていない実用新案権の範囲が事後的に訂正され、第三者の権益に影響を与えることのないよう、実用新案における訂正請求できる期限を訂正し、且つ現在採っている形式審査から実体審査に改める。

・意匠権存続期間の延長

意匠権の保護の強化のため、意匠権存続期間を12年から15年に延長する。

台湾における審判制度改革

日本台湾交流協会 台北事務所

● 台湾の審判制度

台湾の知財制度は先進諸国とほぼ同等の水準に整備され、日本の制度とも多くの点で調和していることから、日系企業の知財戦略の基盤となっている。

一方、審判制度には台湾との相違もある。例えば、(i) 智慧財産局 (TIPO, 特許庁相当) の審決に不服がある場合、智慧財産法院 (知財高裁相当) で争う前に台湾經濟部の「訴願」というステップがあること、(ii) 無効審判 (及びその審決取消訴訟) が当事者対立構造でないこと等が挙げられる。これらの制度に対し、台湾産業界からは特許紛争の迅速な解決の足かせとの指摘もある。

● 制度改正の議論の開始

2019 年 2 月、台湾審判制度改革の素案が TIPO から公表された。素案では (i) 知財事件の訴願を TIPO の再審査に吸収し日本の審判部に相当する「争議審議組」を創設、併せて、前置審査や合議制を導入すること、(ii) 無効審判において当事者対立構造とすることが提案された。なお、TIPO の説明資料では日本の審判制度を引用・対比して解説されている。

同月 25 日には、この素案に対する意見聴取の場として TIPO 主催の公聴会が開催された。公聴会には、著名な法学者、企業、弁理士等多くの知財関係者が参集し、予定時間を超過して議論されるなど関心の高さをうかがわせた。会場では、素案を支持する意見が多数あった一方、訴願と審判を TIPO に統合し独立・公正な判断ができるのか、前置審査が台湾になじむのか、行政処分と当事者対立構造の法的な解釈等の懸案も活発に議論された。

審判制度改革の議論は始まったばかりであり、今後関係当局を巻き込んだ議論がなされることである。また、2020 年 1 月に台湾総統選を控え、選挙の影響を受ける可能性もあり、素案どおりの展開にはならない場合がある。しかし、公聴会での TIPO の発言は、本取組み推進への強い決意を表すものであった。

この素案が導入されれば台湾の制度の国際調和がまた一歩前進する。同様の制度を有する日本の経験も参考にしつつ検討がなされ、日本のユーザーにもなじみやすい制度となるか注目したい。



2019 年 2 月 25 日公聴会の様子

7. ASEAN における動向

ASEAN 地域における知的財産制度の整備状況は、初期段階から先進的な段階まで、国によって様々である。各国は投資環境を整備するため、審査の迅速化や模倣品対策等の取組を積極的に行っている。

本節では、我が国との関係に加え、ASEAN 地域における近年の知的財産政策の動向、各国の取組を紹介する。

(1) 我が国との関係

① ASEAN 全体との関係

日本国特許庁（JPO）は、ASEAN 知的財産協力作業部会（AWGIPC）を通じ、ASEAN との知的財産分野における協力の在り方を議論してきた。2012 年以降は毎年、ASEAN 諸国の知財庁と日 ASEAN 特許庁長官会合を開催し、日 ASEAN 間の知財協力について議論している。

② 各国との関係

JPO は、ASEAN 各国との間の協力覚書に基づき、各国の知財庁職員等を対象とした招へい研修や、専門家派遣等を通じて、各国の状況に応じた協力を実施している。また、様々な場面で ASEAN 各国との知的財産庁トップ同士の対話等を継続している。

a. ブルネイ

JPO は、ブルネイ知的財産庁（BruIPO）との間で、日本の審査結果を活用して迅速な権利付与を可能とする「特許審査ハイウェイ・プラス（PPH プラス）」を実施している。

b. カンボジア

JPO は、カンボジア工業手工芸省（MIH）との間で、日本の審査結果を活用して迅速な権利付与を可能とする「特許の付与円滑化に関する協力（CPG）」を実施している。

c. インドネシア

JPO は、2018 年 10 月、インドネシアのメダンにおいて、インドネシア知的財産総局（DGIP）及び独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）との共催により日インドネシア知財フォーラムを開催

し、両国の知財庁、弁理士団体及び企業等から知財制度や知財活動についての経験を紹介した。

また、独立行政法人国際協力機構（JICA）「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」が実施されており、JICA 専門家として、JPO から職員 1 名が駐在し、インドネシアの状況や需要に応じた支援を継続している。

d. ラオス

JPO は、ラオス科学技術省知的財産局（DIP）との間で、日本の審査結果を活用して迅速な権利付与を可能とする「特許の付与円滑化に関する協力（CPG）」を実施している。

e. マレーシア

JPO は、2018 年 7 月、マレーシアのクアラルンプールにおいて、マレーシア知的財産公社（MyIPO）と日マレーシア知的財産商業化フォーラムを共催し、知財の商業化に関する知見・経験を共有した。また、同フォーラムにおいて、JPO と MyIPO は特許・商標関連のデータ交換に関する覚書に合意した。

f. ミャンマー

JPO は、知的財産庁設立、業務フロー確立、人材育成、知的財産の普及啓発支援のために、JICA 専門家として駐在員 1 名を派遣し、ミャンマーの状況や需要に応じた支援を継続している。

g. フィリピン

2018 年 7 月、フィリピン知的財産庁（IPOPHL）のラルセス副長官が JPO を訪問し、特許審査基準及び国際調査機関（ISA）業務等について意見交換を行った。また同月、JETRO が東京においてフィリピン知的財産フォーラムを開催し、ラルセス副長官ほか IPOPHL 職員から同国の知財制度に関する講演を行った。

h. シンガポール

2018年5月、シンガポール知的財産庁（IPOS）のシグ コクワン長官補がJPOを訪問し、両庁間の協力関係等について意見交換を行った。

また、2018年9月、JPOはIPOS主催の知的財産セミナー（IP WEEK @SG）に参加するとともに、その関連イベントとして先端技術分野の知財保護をテーマとした特別セッションを開催した。また、その際に両庁の長官同士で会談を行い、両国の知財制度の最新状況について意見交換した。

i. タイ

タイ知的財産局（DIP）が採用した新人特許審査官の人材育成支援のため、JPOから専門家を派遣して研修を実施するとともに、そのフォローアップとして「タイ特許審査実務コース」研修に新人審査官等10名を招へいた。

j. ベトナム

2019年2月、東京及び大阪において、JETROがベトナム知的財産セミナーを開催し、ベトナム国家知的財産庁（IP Viet Nam）職員から同国の知財制度に関する講演を行った。

また、JPOとIP Viet Namは、2019年4月1日から、IP Viet Namが受け付ける申請の上限を年間100件から200件に倍増させて、特許審査ハイウェイ（PPH）の試行をさらに3年間実施することに合意した。

(2) 近年の知的財産政策の動向

① ASEAN全体の動向及び取組

ASEANは、2015年11月の第27回ASEANサミットにおいて、知的財産庁の強化と知的財産インフラの整備、地域的知的財産プラットフォームとインフラの整備、ASEAN知的財産エコシステムの拡大、資産創出と商業化を促進するための地域的メカニズムの強化を目標とした「ASEAN知的財産権アクションプラン（2016-2025）」を採択した[3-1-9図]。

また、ASEAN諸国では、各国での特許審査の迅速化のため、ASEAN特許審査協力（ASPEC: ASEAN Patent Examination Cooperation）プログラムを2009年6月より開始している。これは、出願人が、ASEAN諸国内の複数の特許庁に対し同一の特許出願を行った場合、早期に審査を終了した特定の特許庁の審査結果を他の特許庁に審査の参考資料として提出することを可能とするものである。これにより審査の質の向上や審査期間の短縮といった効果が期待されている¹。

3-1-9図 ASEAN知的財産権アクションプラン 2016-2025の概要

4つの観点で戦略目標を分類

知財庁の強化とASEAN地域におけるIPインフラの整備による、より堅牢なASEAN知財制度の整備

具体的な取組み例)

- ✓ ワークロードと重複的な活動の軽減のためのワークシェアリングの拡大
- ✓ 特許及び意匠審査マニュアルの更新・作成

複数の地域的知財プラットフォームとインフラの整備

具体的な取組み例)

- ✓ 技術移転オフィスや電子特許図書館を含む、総合知財サービスの新しいネットワークの開発
- ✓ ASEAN知財ポータル運用体制の一元化と改善

ASEAN知財エコシステムの拡大

具体的な取組み例)

- ✓ ASEAN知財ネットワーク（知財、司法、税関及びその他の執行機関）の設立

資産創出と商業化を促進するための地域的メカニズムの強化

具体的な取組み例)

- ✓ 中小企業及びクリエイティブ産業への支援整備を含め、知財の保護と活用を促進するための知財に対する意識と敬意の向上

(資料) 特許庁作成

¹ 他の特許庁による審査への拘束力を持つものではない。2018年9月時点で405件の申請があったと公表されている (<https://www.aseanip.org/Services/ASEAN-Patent-Examination-Co-operation-ASPEC/What-is-ASPEC>)。



②各国の動向及び取組

a. ブルネイ

BruIPO は、2018 年 7 月、WIPO Publish を利用した公衆向けオンライン知財情報提供サービスを開始するとともに、2019 年 1 月に商標データベース TMview と意匠データベース DesignView に参加した。

b. カンボジア

MIH は、2017 年 1 月、欧州特許庁（EPO）とカンボジアにおける欧州特許の認証（validation）に合意し、2018 年 3 月に発効した。また、2017 年 9 月に中国国家知識産権局との間で中国の特許を無審査で承認する覚書を締結した。

c. インドネシア

インドネシアは、2017 年 10 月にマドリッド協定議定書に加入し、2018 年 1 月から発効した。

d. ラオス

ラオスでは、異議制度の導入や税関権限の強化を含む改正知的財産法が 2018 年 6 月に発効した。また、2018 年 4 月、DIP は中国国家知識産権局との間で中国の特許を無審査で承認する旨の内容を含む覚書を締結した。

e. マレーシア

MyIPO は、2018 年 7 月より中国国家知識産権局との間で特許審査ハイウェイ試行プログラムを開始した。

f. ミャンマー

ミャンマーでは、2019 年 1 月に商標法及び意匠法案が、同年 3 月には特許法案が、大統領署名を経て成立した。施行日は追って発表予定となっている（コラム 25 参照）。

g. フィリピン

IPOPHL は、2017 年 10 月、WIPO 加盟国総会にて国際調査機関（ISA）・国際予備審査機関（IPEA）化が承認された。

h. シンガポール

IPOS は、2018 年 4 月よりフィンテック関連特許についてファストトラックを開始した。本制度の利用により、要件を満たしたフィンテック関連特許は出願から6か月以内の登録が見込まれる。

また、2018 年 5 月、ジョージア国家知的所有権センターとの間で知財に関する協力覚書を締結した。覚書に基づく協力の範囲には、ベストプラクティスの共有を促進する為のワークショップ、イノベーションや知財関連の取組に関する情報交換が含まれる。

なお、シンガポールにおける特許審査の外国ルート（いわゆる修正実体審査）は 2020 年 1 月から利用できなくなる。

i. タイ

タイは、2017 年 8 月にマドリッド協定議定書に加入し、同年 11 月から発効している。同年に米国通商代表部の「優先監視国リスト」から外れ、「監視国リスト」に引き下げられた。特許法の改正作業中であり、2018 年 2 月に 2 次改正案のパブコメを実施した。

j. ベトナム

2018 年 5 月、ベトナム国家知的財産庁（2018 年 9 月に英語略称を NOIP から IP Veit Nam に改称）は、韓国特許庁と PPH の実施に合意し、2019 年 6 月 1 日からの開始を予定している。

IPOS の ISA/IPEA と JPO の協力

日本貿易振興機構 シンガポール事務所

● シンガポールでの実体審査体制構築、 国際機関としての体制整備

シンガポール知的財産庁（IPOS）は従来は特許性に否定的な見解を含む審査報告書が発行された場合でも、出願人が申請すれば特許可能になる制度（セルフ・アセスメントシステム）を採用していたが、2014 年、審査報告書で特許性に対し肯定的な意見が示された出願にのみ特許査定されるポジティブ・グラントシステム（実体審査）を導入した。IPOS は先行技術調査と審査の能力を急速に獲得し、早くも 2015 年からは国際調査機関／国際予備審査機関（ISA/IPEA）としての活動を開始している。

JPO は 2014 年から審査官協議、短期審査官派遣やそのフォローアップ協議、さらに 2014 年からの長期審査官派遣を通じてこれらの活動への支援を行ってきた。これらの支援には ISA/IPEA の具体的な処理フローについての支援や、IPOS の強みを生かせるよう、コンピューター・ソフトウェア分野で問題となる保護適格性について、JPO 審査基準を含めた世界各国の審査基準の比較研究や協議等が含まれる。このような地道な協力に支えられ、IPOS の ISR 受理件数、作成件数ともに順調な伸びを示している。

Column 24

日本の官民一体となった ASEAN での取組

日本貿易振興機構 バンコク事務所

● ベトナムとの特許審査ハイウェイ申請受付件 数の上限拡大交渉

「ASEAN×日本の知財ステークスホルダー」として、弊所が事務局を務める「東南アジア知財ネットワーク（SEAIPJ）」がある。SEAIPJ は、ASEAN 各国当局と頻繁に意見交換を行い、日本の知財ユーザーの代表として様々な働きかけを行っている。

ベトナムでは、2016 年 4 月から開始された特許審査ハイウェイ（PPH）は早期権利化の重要なツールとなっていたが、2018 年度までベトナム知財庁が受け付ける PPH 申請件数に年間 100 件という上限が設けられていた。実際、2018 年度は 4 月 3 日に上限に達する等、申請が殺到する事態となり、多くの我が国の出願人から上限拡大が要望されていた。このような状況のもと、2018 年 10 月に、JPO の PPH 交渉団と一緒に SEAIPJ メンバーがベトナム知財庁に赴き、我が国企業として「ベトナムにおいてビジネスを行う上で早期権利化がいかに重要か」、「PPH が早期権利化にいかにより有効な手段であるか」を説いた上で、上限件数の拡大

を要望した。このような活動の甲斐もあり、2019 年度からは上限が 200 件に倍増することとなった。これは、ベトナム知財庁に対して官民一体となった働きかけを行った結果であり、目に見える大きな成果であったと言える。

● ASEAN の特許審査官向け技術説明会

SEAIPJ は、我が国企業の知財担当者・技術者、さらには現地法人の技術スタッフが実際に特許出願を行った最新技術について直接説明を行う「技術説明会」を実施している。ASEAN では、これまで、タイ、ベトナム、インドネシアにおいて合計 20 回以上開催し、現地の特許審査官の審査能力の向上に貢献してきた。ASEAN の特許審査官からの評判も良く、継続的に実施をしてほしいとの要望を受けている。また、実績として技術説明会で説明した出願は早期に権利化される傾向が認められている等、SEAIPJ メンバー企業としても有益な取組であるほか、このような技術説明会を現地法人の協力のもとで行うことで、現地人スタッフの知財教育にも効果があると言われている。

Column 25

ミャンマーにおける知的財産に関する法律の成立

JICA 専門家（ミャンマー教育省 知的財産行政アドバイザー）

ミャンマーでは、長らく続いた軍政から民主化を果たし、近年はさらなる経済発展のための投資環境整備の一環として、知的財産に関する法律（商標法・意匠法・特許法・著作権法）の制定、その登録実務を担う知的財産庁の設立に向けて準備が進められている。こうしたミャンマー政府の動きを受けて、日本国特許庁と国際協力機構（JICA）とは協力して、2015年3月から「知的財産行政専門家」をミャンマー教育省へ派遣して当地の知的財産行政の強化を後押ししている。

このたびミャンマー政府の熱意が実り2019年1月30日に商標法と意匠法が成立し、続いて3月11日に特許法が成立した。これにより、商標・意匠・特許の登録を定める法律がミャンマーで初めて制定されたこととなる。また、改正著作権法も5月24日に成立した。

これら各法の施行日は、知的財産庁の設立準備に合わせて今後定めるとの方針であるため、現段階では確定していない。今後は知的財産に関する所管が教育省から商業省に移り、そこからの知的財産庁設立との段階を経る予定であるが、円滑な知的財産庁設立と法律施行が求められる。各法の施行規則については教育省にて現在検討中であり、国際的に遜色のない制度にするとともに、初めて出願や審査を行うミャンマー側にとっても適切に機能する制度とすることが期待されている。

多くのミャンマー国民にとって知的財産制度は

なじみがないため、制度導入にあたっての普及啓発が重要であることはミャンマー政府もよく理解しており、商標法・意匠法の成立日の夜半に国営放送で「商標法・意匠法成立」との速報テロップが流れたことから、知的財産制度に対する政府の意気込みがうかがわれる。また、模倣品・海賊版が氾濫するミャンマーにおいて、侵害者から知的財産権をいかに守るかは制度の根幹に関わる重要事項であり、今後は税関・警察・裁判所等の関係省庁との連携を密に行うことが欠かせない。

ミャンマーでも他のASEAN諸国同様、知的財産制度を整備することにより、外国からの投資が増え、国内の雇用につながり、将来的に同国の競争力強化にもつながることが期待される。ミャンマーの未来を担う制度の創設、そして知的財産による持続的な社会・経済の発展が達成されるよう、引き続き同国での知的財産行政の強化を支援していく。

8. インドにおける動向

本節では、我が国との関係に加え、インドにおける近年の知的財産政策の動向及びインド特許意匠商標総局の各種取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

インドは、BRICsの一角として、近年、急速に経済成長しており、我が国からの企業進出も拡大している。2011年8月には、両国間の経済関係強化のために、日インド包括的経済連携協定（JICEPA）が締結された。また、両国はともに、2012年11月に交渉が立ち上げられた東アジア地域包括的経済連携（RCEP）にも参加している。

知的財産分野においても、インド特許意匠商標総局における審査官増員等の取組を支援するため、日本国特許庁（JPO）は様々な協力を行っている。2015年6月には、JPOとインド商工省産業政策・振興局（DIPP）との間で産業財産分野における協力覚書を締結した。2016年度には、研修講師として特許審査官をのべ12名派遣し、同年に大量採用された約460名のうちほぼ全ての新人審査官に対して基礎的な特許審査実務に関する指導を行うとともに、2017年度には、特許審査官をのべ5名派遣し、2年目を迎えた新人審査官に対してフォローアップ研修を行った。また、2018年8月にはDIPPとの間で、協力関係の維持・強化を目的に第2回日印知的財産評価会合を東京で開催し、特許審査ハイウェイ（PPH）導入等に関する議論を行い、その後の調整を経て同年9月に共同声明を採択した。共同声明では、2019年度第一四半期に日印PPHの試行を開始することで大筋合意し、また、ITや普及啓発の分野について協力を拡大することについても合意した。¹

同年10月には日印首脳声明において2019年度第一四半期に日印PPHの試行を開始することで一致した。²

2019年1月には、インドの現地校に通う日本人小中学生及びインド人学生約50名が参加したフォローアップセミナー「知的財産の普及啓発と青少年の知財教育と創造性教育成」を開催した。

(2) 近年の知的財産政策の動向

インド政府は、2014年9月、インドにおける製造業を振興する“Make in India”イニシアチブを打ち出し、知的財産権の保護を含む投資環境整備を推進してきた。2015年8月には、“Start-up India”構想を公表し、2016年5月に導入された早期審査制度の対象にスタートアップ企業を含めるなど、スタートアップ企業に対する知財面での支援も行っている。また、2016年5月に発表された国家知的財産権政策では、特許・意匠・商標の登録及び異議申立ての処理期限の設定と厳守、知的財産権推進管理部（CIPAM）の創設、商事裁判所を通じた知財紛争の解決等、知的財産の創造を奨励し、その活用を推奨するための知的財産制度整備の方針が示されている。

2019年3月には、インド政府がニース、ウィーン及びロカルノ協定へのインド加盟の提案を承認しており、インドにおける意匠及び商標出願には世界的に採用されている分類が付与されることとなる。

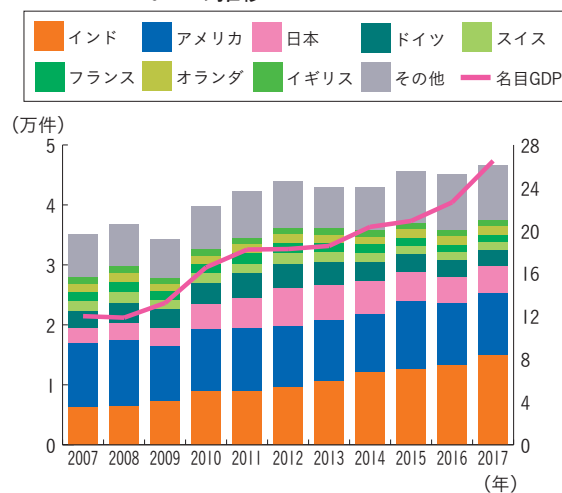
¹ 日印でPPHの実施に大筋合意しました：
<https://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180920002/20180920002.html>
² 日印特許審査ハイウェイ、首脳会談において来年度第一四半期開始で一致：
<https://www.meti.go.jp/press/2018/10/20181030007/20181030007.html>



(3) インド特許意匠商標総局の取組

インドでは、近年の経済成長に合わせて、特許出願件数も急速に増加しており、審査順番待ち件数の増大が課題となっている [3-1-10 図]。インド特許意匠商標総局は、2019 年までに FA (First Action) 期間を 18 ヶ月まで短縮することを目標としており、2016 年度に約 460 名の新人審査官を一括採用するなど、審査処理促進に向けた取組を進めている。なお、商標については、2017 年 3 月までに FA を 1 ヶ月まで短縮することを目標としていたところ、100 名の商標契約審査官の採用等によりその目標はすでに達成済であるが、その一方で、異議申立件数が増大していることが新たな課題となっている。また、インド商工会議所からは、ここ数年インド政府に建議書を提出しており、知的財産関連の要望等については、インド知的財産研究会 (インド IPG) が作成しているところ、2017 年 6 月には、要望の一つとして提出されていた、コンピュータ関連発明のガイドラインが改訂され、一定の成果が見いだされている。

3-1-10図 インドにおける特許出願件数と名目 GDP の推移



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (出典) 出願件数：WIPO 統計、名目 GDP：世界銀行

インドにおける E コマース上の模倣品問題と商標権等の取得

日本貿易振興機構 ニューデリー事務所

インドでは E コマースの市場規模が急激に拡大しており、それに伴いインドにおいても E コマース・サイトにおける模倣品被害が年々増加している。事例としては、E コマース・サイトの製品紹介のページに真正品のカタログが無断転用されており、実際に注文したところ届いた品物が模倣品であったというケースが散見される。LocalCircles 社の調査（2018 年）によれば、過去 6 ヶ月間にインドの E コマース・サイトで商品を注文した利用者の 19% が模倣品被害にあったという状況である。

模倣品を放置しておくと、真正品の売上が減少するだけでなく、質の悪い模倣品が真正品と間違えられることで、自社ブランドイメージの低下、取引先とのトラブル、消費者からのクレーム発生等、様々な不利益を被ることになる。企業にあっては、このような E コマース・サイト上の模倣品についても対策を講じる必要性が高まっている。

これら対策を行うにあたり、自社製品について知的財産権、特に、商標権をインドでもしっかりと取得することが前提となる。一方で、インド知財庁が毎年接受する商標出願件数は 27 ～ 28

万件に上るが、95% 以上がインド国内の企業等からの出願であり、全体に対して日系企業からの出願は極わずかに過ぎない。近年、インドは知的財産制度に関する改革を行っており、商標権であれば出願から登録まで約 7 ～ 12 ヶ月で権利化できる環境が整ってきたところ、必要な商標権を確実に取得することが求められる。

また、最近、E コマース・サイト上の模倣品問題に関する重要な判決¹が、デリー高裁から出された。E コマース・サイト上の模倣品に関するサイト運営者の責任範囲に関するものである。そして、インド E コマース・ポリシーの度重なる改定検討がなされる中、本判決も考慮されたとされる模倣品対策措置条項を含む当該ポリシー改定案²について、パブリックコメントの募集がなされた（2019 年 3 月）。

引き続き、模倣品対策にあたり、インドにおける E コマース上の模倣品被害実態や、インドにおける E コマース・ポリシー等の改定の動き等に注目していく必要があるが、上記のとおり、模倣品対策の前提となる商標権等の知的財産権を確実に取得することが第一である。

¹ Christian Louboutin（仏）vs. Nakul Bajaj（印）に関するデリー高裁判決（2018 年 11 月 2 日）

² <https://dipp.gov.in/whats-new/draft-national-e-commerce-policy-stakeholder-comments>



9. ロシアにおける動向

本節では、我が国との関係に加え、ロシアにおける近年の知的財産政策の動向及びロシア特許庁（Rospatent）の各種取組について紹介する。

（1）我が国との関係

日本国特許庁（JPO）は、Rospatentとの間で2009年5月から特許審査ハイウェイ（PPH）の試行、2010年3月から国際審査官協議をそれぞれ開始している。2016年12月には、産業財産分野における協力深化を目的とする協力覚書に署名した。

2018年5月には、ロシア開催された知的財産とブロックチェーン技術に関する国際会議において、JPOのIT分野における取組についての講演を行った。加えて、2018年10月には、第22回ロシア特許庁年次総会において、JPOの取組について講演を行った。

（2）近年の知的財産政策の動向及びRospatentの取組

ロシアは、2011年12月に世界貿易機関（WTO）加盟が承認され、2012年8月に正式な加盟国となった。知的財産分野では、特許出願料を含む知的財産権関係料金について、居住者、非居住者の区分を撤廃し、統一料金を設けた。

2008年1月、特許法を始めとする多くの知的財産関連法が民法典第四部¹に一本化され、2014年10月には、実用新案の実体審査の導入、世界公知の採用、及び意匠登録請求の範囲の提出の廃止等を含む民法典第四部の改正法が施行された。

2013年7月には、知的財産裁判所が稼働を開始した。知的財産関連訴訟を審議する特別商事裁判所として、第1審及び破毀審（第3審）としての役割を果たしている。

また、2016年2月、Rospatentと欧州特許庁は、2年間を期限として、サーチツール開発などITの情報共有、データ交換、専門家のトレーニング、ユーザー普及啓発活動、特許分類等の内容を含む協力プランに合意した。

さらに、2017年11月、ロシア政府は、ハーグ協定のジュネーブ改正協定の加盟書をWIPO事務局長に寄託した。これにより、ロシアは1999年改正協定の53番目の加盟国、及びハーグ制度の67番目の加盟国となった。

¹ 民法典第四部和訳： https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/russia-minpou_no4.pdf
民法典第四部英訳： http://www.rupto.ru/content/uploadfiles/Civil_Code.pdf



10. 中南米における動向

(1) ブラジル

①我が国との関係

日本国特許庁（JPO）とブラジル産業財産庁（INPI）とは2010年4月に、知的財産分野における協力覚書に署名を行った。2017年8月、この協力覚書を改定し、INPIとの協力関係を拡大しており、2018年9月には、INPIの特許審査官を対象とした特許審査実務研修を開催するため、JPOの国際研修指導教官をブラジルへ派遣し、同年12月には、マドリッド協定議定書への加入を検討するINPIの要請を受けて、JPOによるマドリッド協定議定書に関するワークショップをブラジルにて開催している。

また、我が国とブラジルの間の官民による情報交換及びビジネス環境の改善、両国の貿易・投資の促進、産業協力を目的とした日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会が年1回の頻度で開催されており、知的財産分野においても協議が行われている。同会合において、特許審査のワーキンググループが設けられ、議論がなされた結果、特許審査ハイウェイ（PPH）開始の合意に至り、2017年4月1日から2019年3月31日までの2年間、日伯PPH試行プログラムの第1フェーズを実施した。第1フェーズにおいては、INPIが受け付けるPPH申請には、「対象となる技術分野」及び「一出願人あたりの申請可能件数」に制限があったが、「対象となる技術分野」については、試行プログラムの第2フェーズでは対象を拡大することに合意した。その結果、2019年4月1日から2021年3月31日までの2年間、「対象となる技術分野」が従前のIT分野及び自動車関連技術を中心とした機械分野に加え、高分子化学、冶金、材料、農芸化学、微生物、酵素などにも拡大された日伯PPH試行プログラムの第2フェーズを実施することとなった。

②近年の知的財産政策の動向及びINPIの取組

ブラジルでは、一次審査通知までの期間が平均8年¹（2017年時点）と、審査の遅延が課題となっており、INPIは、特許・商標・意匠の処理件数について具体的な数値目標を定めた年間行動計画を2018年1月に発表し、特許審査官の増員や各国特許庁とのPPHの活用などによる特許審査バックログの削減に取り組んでいる。

また、INPIは、特許審査バックログを削減するための特例措置として、特許の出願・認可手続きを簡素化する規則案について、2017年7月にパブリックコメントを募集した。この規則案は、バックログに関して実体審査を行うことなく自動的に特許を付与する法案であるが、2019年3月時点で、規則案成立に向けた表立った動きは見られない。

INPIは、中南米諸国の中小規模特許庁と特許審査等で協力を進めるプラットフォーム「産業財産における地域協力システム（PROSUR）²」の構築を提案するなど、同地域における特許庁間の協力強化を進め、2018年7月には、PROSUR間でのPPHの第2フェーズの試行を開始している。

1 World Intellectual Property Indicators 2018 : http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_941_2018.pdf

2 PROSUR : 2010年に設立された南米知財庁間の審査協力等を中心とした知的財産協力の枠組み。2018年6月時点で、アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、エルサルバドル、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、コスタリカ、ニカラガ、パナマ、ドミニカ共和国の13か国が参加しているが、PPHに参加しているのは、アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、パラグアイ、ペルー、ウルグアイの9か国のみ。

3 CADOPAT:2007年に設立された、メキシコが参加国の特許サーチを支援するシステム。2017年時点での参加国は、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラガ、パナマ、ドミニカ、キューバ、ベリーズ、コロンビア、パラグアイ、エクアドル、アフリカ地域知的所有権機関（ARIPO）。



(2) その他の中南米諸国

中南米諸国の知的財産庁は、互いに近隣知的財産庁との連携を深めている。具体的な先行技術文献サーチ・審査協力のための枠組みとして、中米諸国には「中米諸国並びにドミニカ共和国向け特許出願検索管理サポートシステム(CADOPAT)³」、南米諸国には産業財産における地域協力システム(PROSUR)によるウェブプラットフォーム「e-PEC」が設けられている。

メキシコは、2013年2月にマドリッド協定議定書に加盟した。我が国との関係では、2011年7月からPPHの試行を開始し、2012年11月に本格実施に移行している。また、JPOとINPIとは2012年2月に、知的財産制度・運用に関する情報交換、人材育成、情報技術の利用等に関する協力覚書に署名を行った。2018年6月、この協力覚書を改定し、PPHを含む実体審査における協力、両庁間の産業財産権情報データの交換、各庁の国内産業財産権制度に関する情報を英語で公衆へ発信するための協力を拡充した。更に、2018年9月、JPO幹部がINPIを訪問し、両庁間の協力拡大を目的として意見交換を実施した。また、国際審査官協議を2012年から開始しており、これまでにJPOの特許審査官のべ4名をINPIへ派遣し、INPIからのべ4名の特許審査官を受け入れた。

コロンビアは、2012年5月にマドリッド協定議定書に加盟した。また、我が国との間で2012年12月からEPA交渉を行っており、EPAが発効すれば、両国間の経済関係の一層の発展が期待される。JPOとの関係においては、2014年8月に協

力覚書に署名しており、同年9月にPPHの試行を開始し、国際審査官協議を2016年から開始している。また、知的財産制度・運用に関する情報交換や専門家派遣等の協力も進めてきており、2014年12月に我が国からコロンビアへ、2015年12月にコロンビアから我が国への専門家派遣が行われた。

アルゼンチンは、JPOとの関係においては、2015年から招へい研修を開始するなど、協力関係を深めてきた。2015年10月には、アルゼンチン知財庁とJPOとの間で、知財制度の理解促進、審査効率や処理能力の向上に関する経験の共有、及びセミナーの開催によるユーザーへの情報発信等によるユーザーとの交流促進を主とした協力覚書に署名がされた。また両庁は、2016年4月に国際審査官協議、2017年4月にPPHの試行をそれぞれ開始している。また、2016年より、我が国とアルゼンチンの間の官民による情報交換及びビジネス環境の改善、両国の貿易・投資の促進を目的とした日亜貿易投資合同委員会が年1回の頻度で開催されており、知的財産分野においても協議が行われている。

チリは、JPOとの関係においては、これまでも審査官向け招へい研修への受け入れ等の協力を行ってきたが、JPOとチリ産業財産権庁は2016年10月、両国の知的財産制度の理解促進、人材育成分野における協力、産業財産権の重要性の普及啓発の促進等、その関係をより強化することを目的として、協力覚書に署名した。また両庁は、2017年8月に、PPHの試行を開始している。

ブラジルとメキシコの産業財産庁長官へのインタビュー

日本貿易振興機構 サンパウロ事務所

中南米地域の大国であるブラジルとメキシコでは2018年に大統領選挙が実施され、新大統領の就任に伴い、産業財産庁の長官も交代している。そこで、両国の新長官に知的財産政策の今後の方向性や産業財産庁の運営方針などについてインタビューを行った。

● Cláudio Vilar Furtado (クラウジオ・ヴィラル・フルタード) ブラジル産業財産庁長官

ブラジル産業財産庁 (INPI) は特許・商標分野で日本国特許庁 (JPO) から多くを学んでおり、今後も JPO の経験を参考にしていきたいと考えている。今後3年で INPI が世界有数の特許庁に仲間入りできるよう、INPI 長官として全力で取り組むつもりである。

例えば、2019 年末までにマドリッド協定議定書に加盟し、国際出願を受理できるよう、INPI は必要な準備を進めていると共に、4 年以内にハーグ協定への加盟を果たすための戦略的検討も行っている。

今後の INPI の運営方針は大枠では前政権時に公表された INPI 戦略計画 2018 - 2021 に沿ったもので、取組みを加速化させている。INPI の上級官庁である経済省が政府のデジタル化に取り組んでいることもあり、INPI が特に力を入れているのが業務処理の全面的なデジタル化である。

特許のバックログ解消も INPI にとって重要な課題である。実体審査を行うことなく特許権を付与することはブラジルにとって望ましいものではないと考えており、2021 年までにこの問題を解決することができる新しい措置の導入について検討している。また、ブラジルの大学や研究機関と外国企業などによる共同研究を促進し、ブラジルに共同で特許出願することを奨励するために INPI として何ができるかについても検討を行っている。

● Juan Lozano Tovar (フアン・ロサーノ・トバル) メキシコ産業財産庁長官

メキシコ産業財産庁 (IMPI) にとっての優先事項は、(i) エンフォースメントの強化、(ii) 行政サービスの質の向上、(iii) イノベーションの促進、の3つである。

(i) について、IMPI は模倣品を取り締まる権限を有しているが、IMPI が違反者に科すことができる罰金の額が低いため、現行制度は違反行為に対する十分な抑止力とはなっていない。そこで、法律の改正による権利侵害行為の厳罰化を予定しており、2019 年末までに改正法を施行することを目指している。

(ii) について、IMPI をもっとユーザーフレンドリーな機関とするため、ユーザー目線から業務内容を見直し、各種手続の簡素化を進めている。例えば、現在は IMPI から出願人への通知は全て郵送で行われているが、郵送には時間がかかるため、IMPI から出願人への通知を電子的に行うことを可能とする法改正を行うことを予定している。また、IMPI はユーザーにメリットをもたらす国際的な枠組みへの参加も推進しており、2019 年中にハーグ協定への加盟を果たしたいと考えている。

(iii) について、IMPI の行政サービスを迅速化し、メキシコ国内における技術開発やイノベーションの促進を目指している。また、メキシコにはテキーラ以外にも優れた民芸品、織物や食品などがあり、これらの特産品を知的財産権で適切に保護することによって、競争力を持たせ、地域経済の発展につなげたいと思っている。

最後に、メキシコが知的財産を尊重する国として国際的に認識され、知的財産がメキシコの発展の動力源となるよう IMPI 長官として全力で取り組むつもりである。日本は知的財産制度を国の発展に上手く活用している国なので、日本とは緊密な協力関係を構築していきたいと考えている。

11 中東諸国、アフリカにおける動向

(1) 中東

中東地域はアジアと欧州をつなぐ貿易の中継点として重要な役割を果たしていると同時に、模倣品の流通経路となっているとの指摘もなされている。日本国特許庁は日本貿易振興機構（JETRO）ドバイ事務所に知財専門家を派遣しており、2016年2月には、模倣品対策に取り組む中東知的財産研究会（中東 IPG）¹が発足している。

湾岸諸国（バーレーン、オマーン、クウェート、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、カタール）においては、1998年より広域特許庁としての湾岸協力会議（GCC）特許庁が設けられている。2019年3月現在、GCC加盟国における商標制度の統一をはかる統一GCC商標法がクウェート、バーレーン、サウジアラビア、オマーンにおいて施行されている。サウジアラビアでは、組織再編により、特許、商標と著作権の3つの制度を所管するサウジアラビア知的財産総局（SAIP）が新たに設立された。

イスラエルでは2018年8月に改正意匠法が発効し、保護対象の拡大、存続期間が15年から25年に延長された他、意匠の国際登録に関するハーグ協定への加盟が可能となった。

各国知財庁との関係においては、2018年9月のWIPO加盟国総会時にSAIPと今後の両庁の協力に関してバイ会談を行った。さらに、12月には湾岸協力会議特許庁（GCC-PO）を訪問し、今後の両庁の協力に関してバイ会談を行うと共に、審査の迅速化や統計データ、法令等に関する情報共有、人材育成等を主とした協力覚書への署名を行った。

(2) アフリカ

アフリカには、主に英語圏の国々が加盟しているアフリカ広域知的財産機関（ARIPO）²、主にフランス語圏の国々が加盟しているアフリカ知的財

産機関（OAPI）³という二つの広域特許庁が存在する。我が国は、WIPOに対して任意拠出金を支出しており、この拠出金を基に「WIPO ジャパン・トラスト・ファンド」が生まれ、これらの広域特許庁を始めアフリカ諸国の知的財産庁の能力向上を支援している（第3部第2章3.（1）（2）参照）。

2018年9月、ジュネーブで開催された第58回世界知的所有権機関（WIPO）加盟国総会のサイドイベントとして、アフリカファンド10周年記念イベントを開催した（コラム30参照）。2018年11月にナミビアで開催されたARIPO執行評議会では、マラウイ法務大臣、ナミビア工商業・中小企業開発庁長官、ドス・サントスARIPO長官、ARIPO加盟国各国の長官級等の出席を得て、ナミビア政府及びARIPO協力の下、WIPOとパネルディスカッションを共催し、ファンドを通じて、アフリカの中小企業支援を進めていくこと、アフリカの知財環境の強化に取り組んでいくことを提言した。翌12月にセネガルで開催されたOAPI執行評議会では、開会式において、ファンドを通じたこれまでの協力とアフリカにおけるイノベーションの重要性について、嶋野特許技監からスピーチを行った。

各国知財庁との関係においては、南アフリカと2018年9月にバイ会談を行い、両庁の知財制度・運用に関する情報共有、人材育成等を主とした協力覚書への署名を行った。また、特許庁が提供する研修について、最高レベルの研修であるとの高い評価を得た。モロッコとは、2018年12月にバイ会談を行い、両国の知的財産推進計画や中小企業支援に関する情報共有の協力を確認した。エジプトとは、2019年2月にバイ会談を行い、その結果を受け、エジプト特許庁に特許審査官を派遣して、審査実務や最新の情報関連技術に関する審査基準について意見交換を行った。

1 2019年3月現在、メンバー企業は全28社。主な活動内容は、2～3か月に1回の定期会合、中東政府機関等向けの知財セミナーや意見交換の実施、他の知財団体との連携・協力、知財啓発活動など、多岐にわたる。

2 アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）：加盟国（19ヶ国）は、ボツワナ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、セントメ・プリンス、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ。

3 アフリカ知的財産機関（OAPI）：加盟国（17ヶ国）は、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コンゴ、コートジボワール、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ、コモロ。

中東における知財啓発活動

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

2016年2月、ドバイにおいて、日系企業の知財関係者の集まりである中東知的財産研究会（中東 IPG）を設立し、模倣品対策強化のため、外国政府との意見交換や外国政府（UAE、イラン、ナイジェリア等）との知財セミナー開催や知財啓発活動などを実施している。

中東 IPG では、外国政府への働きかけによる知財執行の強化に加えて、一般消費者や若年層における知財保護意識の醸成が重要であると考えており、知財啓発活動を強化している。

● 日本人学校知財特別授業

2018年10月、2017年に続いて2回目の知財特別授業を行った。ドバイ日本人学校の中学生約30名を対象に、中東 IPG 加盟企業の代表者が授業を行い、身近な製品に知財権が用いられており、小学生や中学生でも知財権を取得できること、知財権は作った人が工夫や努力を重ねて生み出したものであり、尊重しなければならないことを伝えるとともに、偽物で多くの日本企業が困っていることについて説明した。生徒からは、「多くの偽物が売られていることに驚いた」、「普段使っている文房具にもロゴがついて一つの知財権であることに気付いた」などの感想が寄せられた。



日本人学校知財特別授業の様子

● 一般消費者啓発活動

2019年3月、ドバイ税関、ドバイ経済局（DED）、ドバイ警察、首長国知財協会（EIPA）の協力を得て、ドバイ内の有名モールで一般消費者向け知財啓発イベントを実施した。当該啓発イベントは2018年に続けて2年連続の実施である。中東 IPG 加盟企業9社の本物と偽物のサンプル（自動車部品（オイルフィルタ、点火プラグ、伝動ベルトなど）、電機製品（トナー、バッテリー、メモリなど）、絶縁テープなど）を展示し、一般消費者に本物と偽物の見分け方などを伝えた。



知財啓発イベントの様子